



石垣市 (避難実施要領の概要)

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではありません。

避難誘導の方法(全般的方針)

- 県の避難方針に基づき、石垣市は、全住民(滞在者含む)について、別途定めた日時から避難を開始(避難誘導等に係る市職員等は除く)し、県が調達した航空機、船舶をもって住民及び一時滞在者、要配慮者を避難先(九州)へ迅速に避難完了させる。
- 住民(要配慮者含む)の避難ストレス等を勘案し、可能な限り航空機避難とする。また、航空機による避難が困難な要配慮者・ペット同行避難者は船舶避難とする。
- この際、小学校区単位での避難を基本とし、受け入れ空港から遠い受け入れ先県へ避難する小学校区を優先し、午前、昼前後、午後の便に割り振る。

島内の避難誘導の基本的な考え方(右図参照)

- 施設間の移動は、市が確保したバスで移動を行う。空港周辺は通行規制区間を設け、許可車両以外の通行は禁止とする。
- 小学校区単位での避難を基本とし、受け入れ空港から遠い受け入れ先県へ避難する小学校区を優先し、午前、昼前後、午後の便に割り振る。
- 住民は、一時集合場所に原則徒歩で集合し、住民避難登録センター(JHTC)を中継し、県が確保した航空機のダイヤに合わせ空港へバス移動
- 航空機での避難が可能な要配慮者については基本的に航空機による避難とし、健康状態等により航空機搭乗が困難な要配慮者・ペット同行避難者は船舶避難を検討する。



石垣市避難実施要領(案)の概要 ~輸送計画・残留者の確認要領等~

訓練用

島外輸送計画

- 県等と調達し確保した航空機・船舶の運航ダイヤに基づき、概ね6日で全住民が島外避難する。
- 航空機避難における避難登録・手荷物検査・航空座席をJHTCで実施することで空港での混雑を回避。(住民避難登録センター)
- 船舶避難の要配慮者の避難登録場所等は、原則、県立八重山病院内YHTC(要配慮者避難登録センター)とする。

島内輸送計画

- 一時集合場所から住民避難登録センターへバス移動し、所定の登録・検査ののち、石垣空港へ避難航空機ダイヤに合わせて再度バス移動する。(※バスは、石垣市が島内事業所へ依頼。)
- 一時集合場所までの移動手段は原則徒歩。徒歩移動が困難な要配慮者、また移動距離が長い方々は車両移動可能とし、市が指定する場所へ駐車する。(学校グラウンド・施設駐車場等)
- 石垣空港周辺道路は、駐車車両や渋滞等による混乱防止や、避難動線の確保を目的に、交通規制を行う。
- 石垣港周辺道路は、駐車車両や渋滞等による混乱防止や、避難動線の確保を目的に、交通規制を行う。

残留者の確認方法等

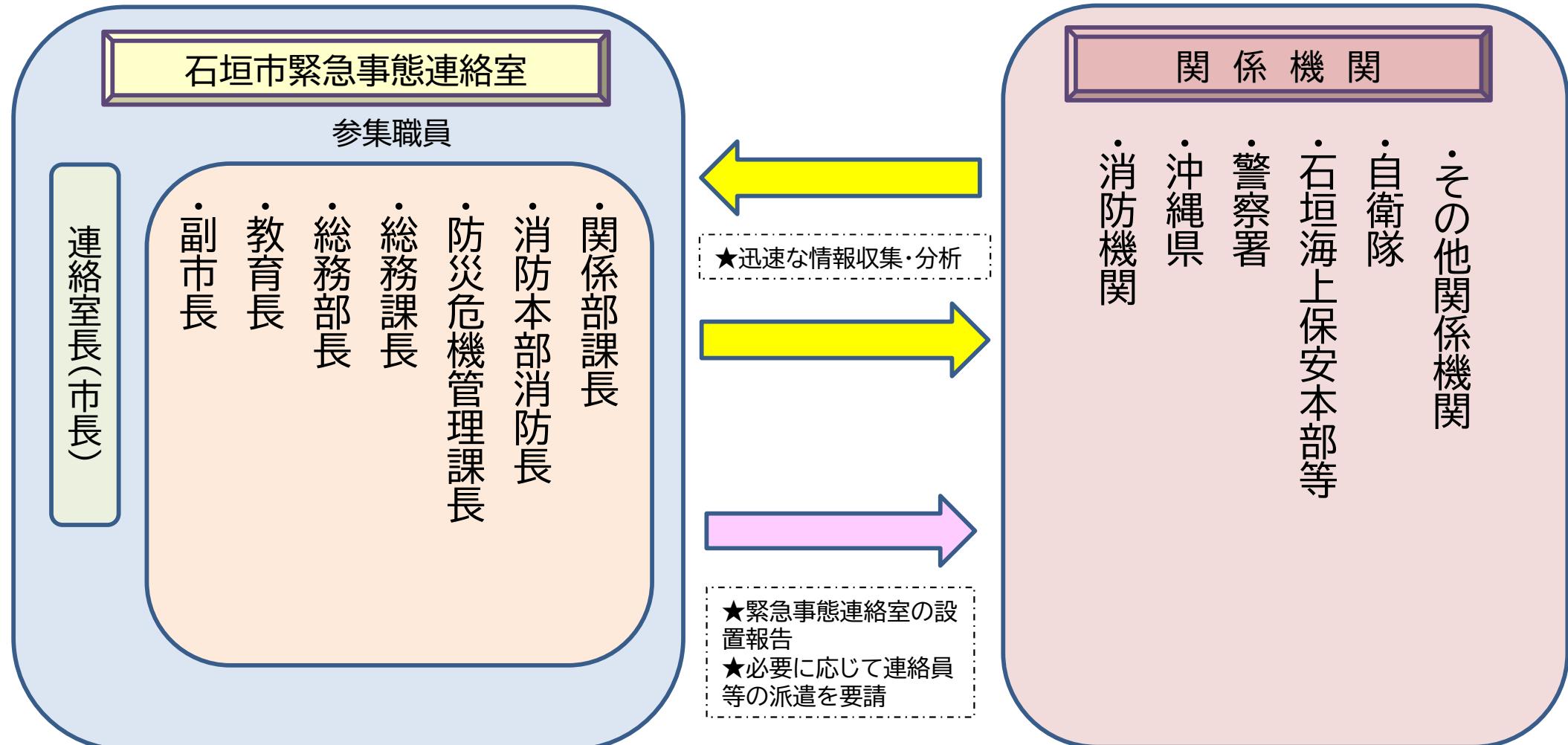
- 確認者:市職員、警察、消防団、自治会、青年会等
- 派遣された職員等は、市観光交流協会、宿泊施設等の協力を得て、一時滞在者、残留者の有無を確認する。

避難要領の通知・伝達要領

- 防災行政無線、市HP、公式SNS、市広報誌、新聞、広報車(消防車含む)、テレビ、ラジオ等を用いて伝達する。
- 伝達系統は、地域防災計画に準じる。

石垣市緊急事態連絡室の設置と構成

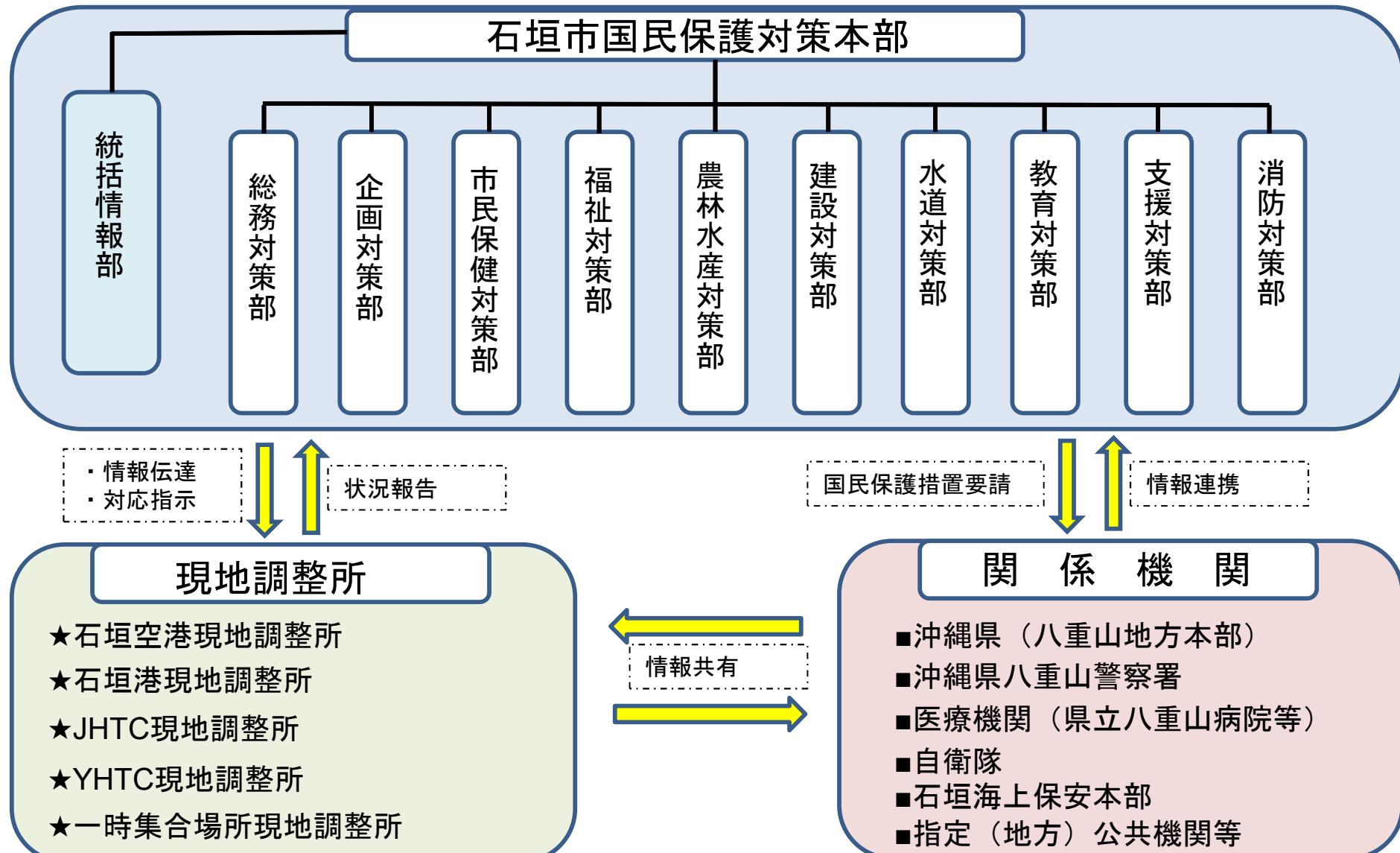
市長は、現場からの情報等により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。
「緊急事態連絡室」は市対策本部員のうち、総務課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。



国民保護措置の実施体制(石垣市)事態認定後

訓練用

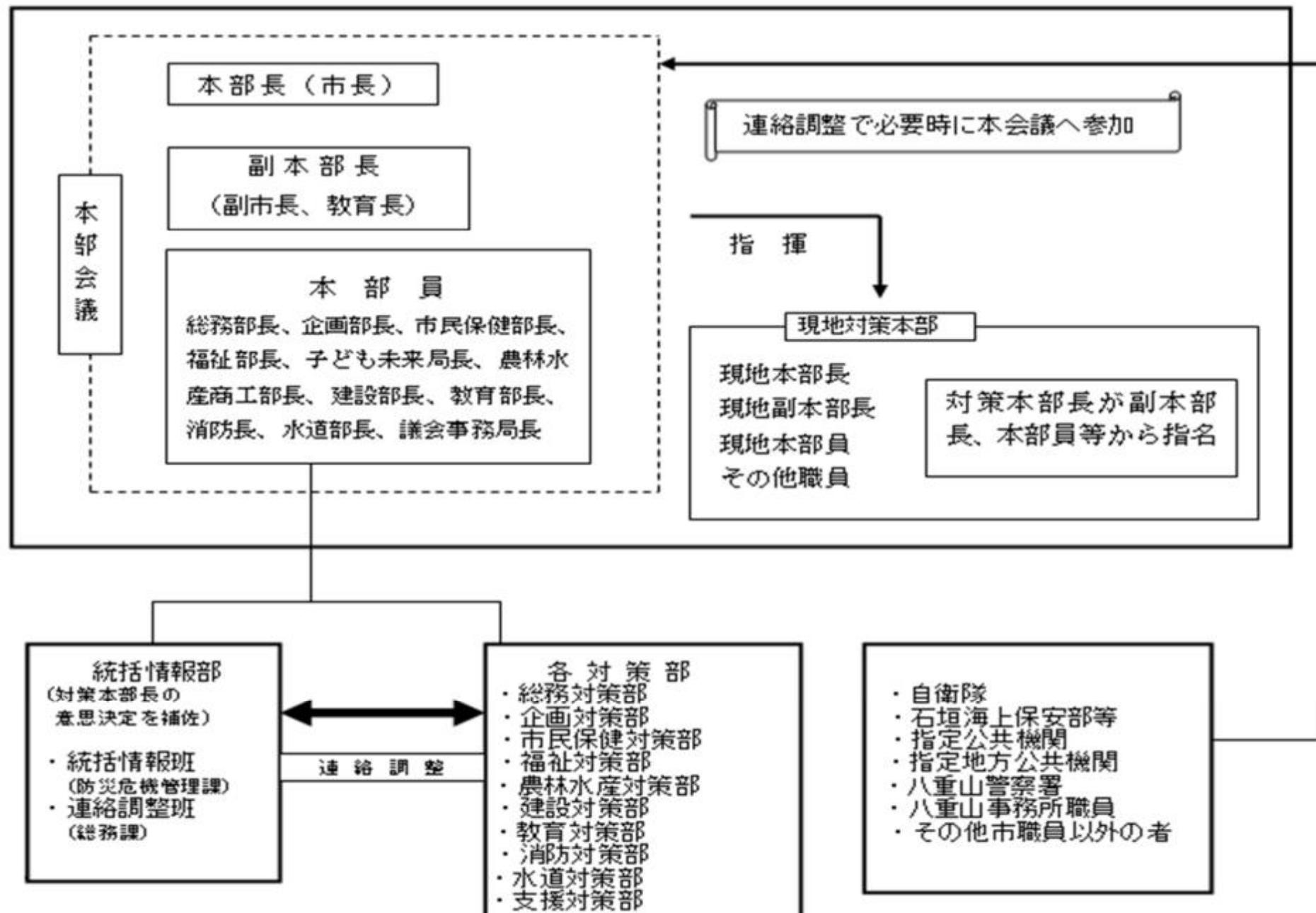
- 石垣市では、石垣市国民保護対策本部及び石垣市緊急対処事態対策本部条例において、石垣市国民保護対策本部の組織について定めている。
- 国民保護対策本部に11の部を置くことができるとともに、現場における関係機関の活動を円滑に調整する現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



石垣市国民保護対策本部(所掌及び連携体制)

訓練用

■石垣市国民保護対策本部の組織構成



島外・島内輸送計画について (一般避難者)

避難者数(入域者含む)、避難の実施単位の考え方

訓練用

1. 避難者数・石垣市(49,821人)

・要配慮者(5,730人)

(在宅概算5061 人、施設入所高齢者253 人、施設入所障がい者71 人、病院入院者345 人)

・ペット同行避難者数・住民票を有する避難者数・住民票を有するが島内に居住していない者の数・住民票を有しない避難者数。

※今後正確な数の把握が必要

※次年度以降データ精査

・1日の入域観光客数 約12,000人

※石垣市入域観光客数の推計値より

※ 竹富町は2日間かけて避難

2. 避難実施単位

・小学校区単位(小学校別)での避難とする。避難先での生活、環境、仕事、学校等への不安や避難による避難者ストレスの軽減を目的。

3. 生活維持等が厳しくなる北部、西部地域住民から優先的に避難。移動は、市が用意したバスを使用する

石垣市の世帯・人口数

R7.1.1現在

小学校区名	大字名	世帯数	人口
伊野田小学校		232	405
	白保	48	76
	桃里	184	329
吉原小学校		139	253
	川平	139	253
宮良小学校		862	1,738
	宮良	862	1,738
崎枝小学校		66	123
	崎枝	66	123
新川小学校		3,274	5,705
	新栄町	1,276	2,298
	美崎町	325	408
	浜崎町	600	1,051
	新川	1,073	1,948
真喜良小学校		2,491	4,704
	新川	2,403	4,497
	石垣	88	207
石垣小学校		3,235	5,984
	新川	1,183	2,191
	石垣	2,052	3,793
川原小学校		124	267
	大浜	103	232
	宮良	21	35
川平小学校		434	670
	川平	434	670
大浜小学校		2,290	4,677
	真栄里	310	520
	大浜	1,980	4,157

小計 13,147 24,526

小学校区名	大字名	世帯数	人口
大本小学校		50	97
	真栄里	29	56
	平得	21	41
登野城小学校		4,542	8,686
	登野城	2,650	5,108
	大川	1,892	3,578
白保小学校		777	1,552
	白保	777	1,552
八島小学校		2,809	5,242
	登野城	1,761	3,089
	真栄里	905	1,835
	盛山	143	318
富野小学校		111	192
	桴海	111	192
平久保小学校		75	114
	平久保	75	114
平真小学校		4,449	8,286
	登野城	668	1,423
	真栄里	2,015	3,736
	平得	1,766	3,127
名蔵小学校		264	468
	登野城	43	94
	平得	1	2
	名蔵	220	372
明石小学校		172	274
	伊原間	172	274
野底小学校		209	384
	桴海	28	48
	野底	181	336

小計 13,458 25,295

	世帯数	人口
合計	26,605	49,821

島外輸送計画の全体イメージ

1日最大10,485名の輸送力

(石垣空港)
 ▶避難使用機（B738・B788）
 ▶石垣→福岡を45便、所要約2時間
 ▶B738：165名×27便=4,455名
 ▶B788：335名×18便=6,030名
 ・乗務員交代のため、石垣→福岡→那覇→石垣で運航の考え方

1日最大630名程度※の輸送力

(石垣港)
 ▶近海区域を航行可能な船舶を国支援の下確保
 ▶最大の輸送力(630名/日程度)が確保されたと仮置き（宮古地域と合わせて）
 ▶要配慮者、ペット同伴者等を想定
 ※最大輸送力は今後の調整で増減する

島外輸送力

1日あたりの最大輸送力

+計約11,115名※

※最大輸送力は今後の調整で増減する



地理院地図

〈輸送力確保と避難誘導の方針〉

- ☞住民（要配慮者含む）の避難ストレス等を勘案し、当該避難については航空機を基本とする。
- ☞航空機による避難が困難な要配慮者やその支援者及びペット同行避難者は船舶避難とする。（ペット受託等の調整など継続検討が必要）
- ☞避難単位は、小学校区単位とする。
- ☞小学校区単位での避難を基本とし、受け入れ空港から遠い受け入れ先県へ避難する小学校区を優先し、午前、昼前後、午後の便に割り振る。
- ☞島内の移送手段は、市が用意するバスを基本とし、市の定める島内輸送ダイヤ等に沿って避難。

島内輸送計画(案)

訓練用

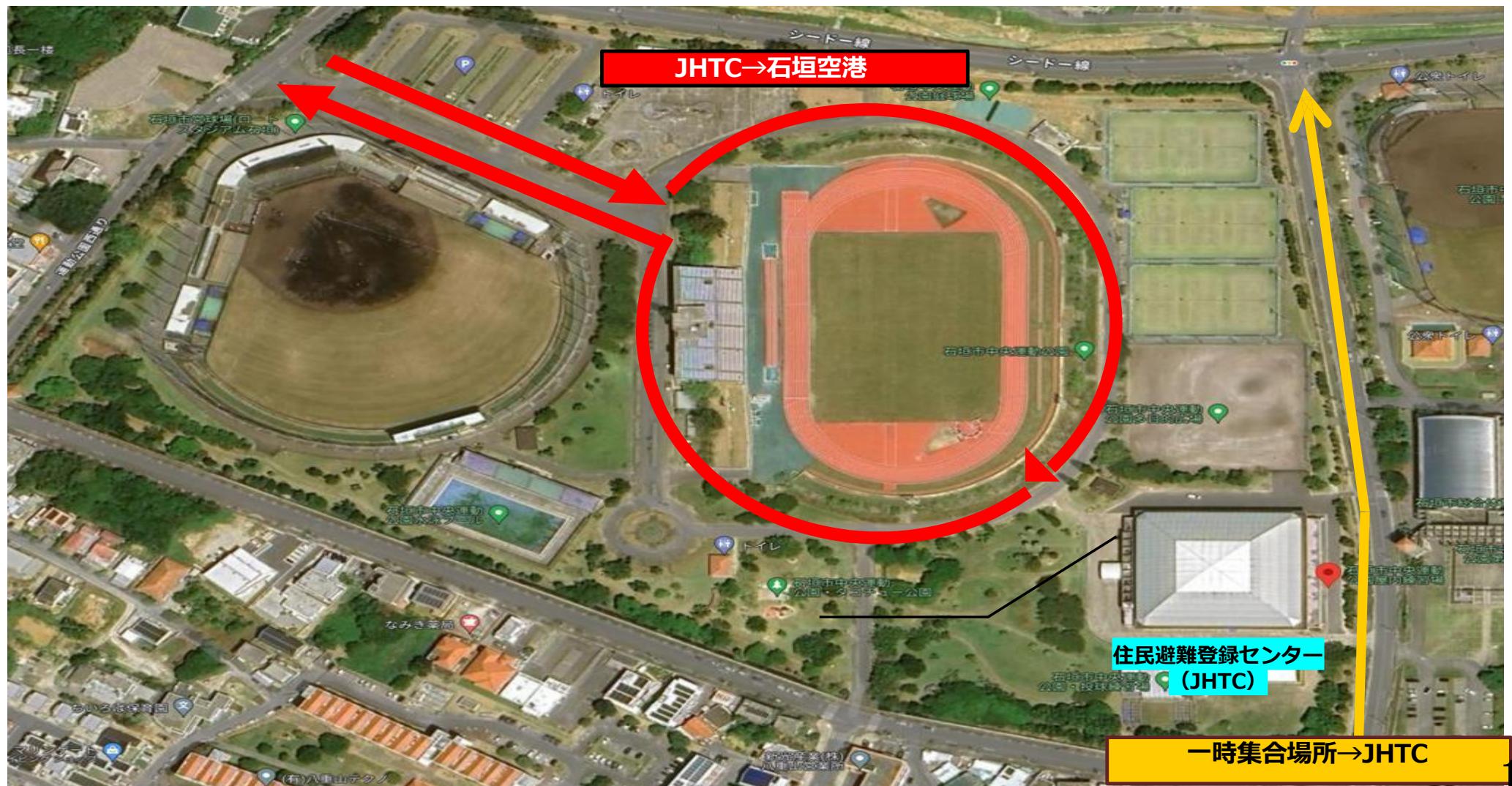
一時集合場所には、原則徒歩で集合。石垣空港まで以下のとおりバスで移動し、航空機で福岡空港へ避難する。



*バス会社（指定公共機関）との配車調整は今後の調整とする。

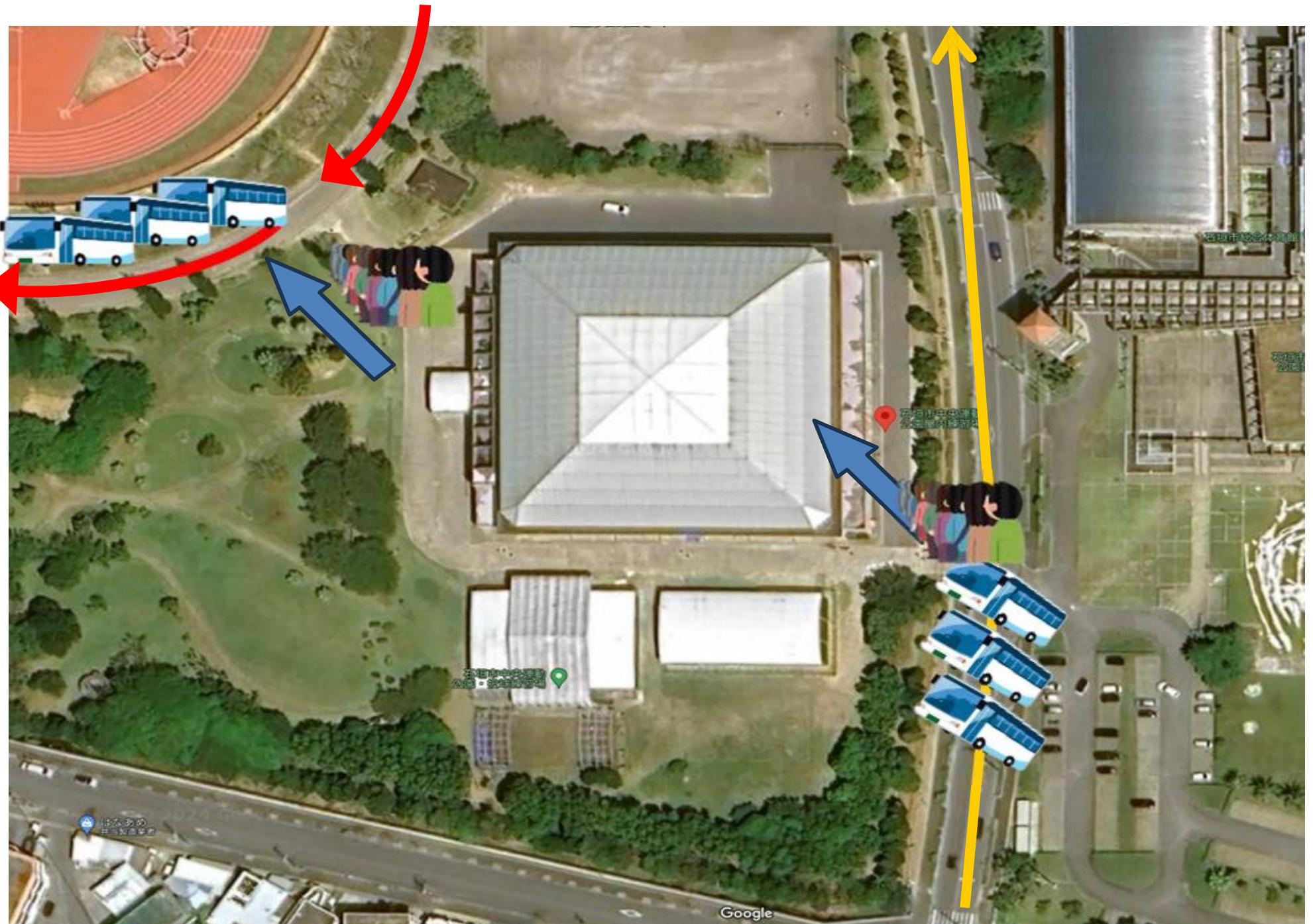
【住民避難登録センター】JHTC周辺の運用方法（案）

- 石垣市中央運動公園周辺道路における各一時集合場所とJHTC間のバス運行ルート及びJHTCと石垣空港間のバス運行ルートは、円滑な通行を確保するため、それぞれ一方通行が可能なルートとする。
- 大型バス 4 台と 8 台が約 10 分間隔で通行するため、石垣市中央運動公園周辺道路の一般車両の通行を制限する交通規制を行う。
- 一時集合場所からJHTCを結ぶバス運行は、石垣市中央運動公園施設内の屋内練習場周辺道路は道幅が狭いため、JHTC東の市道を交通規制し、JHTC東市道脇において避難者の乗降を行うものとする。



【住民避難登録センター】JHTC周辺の運用方法（案）

訓練用

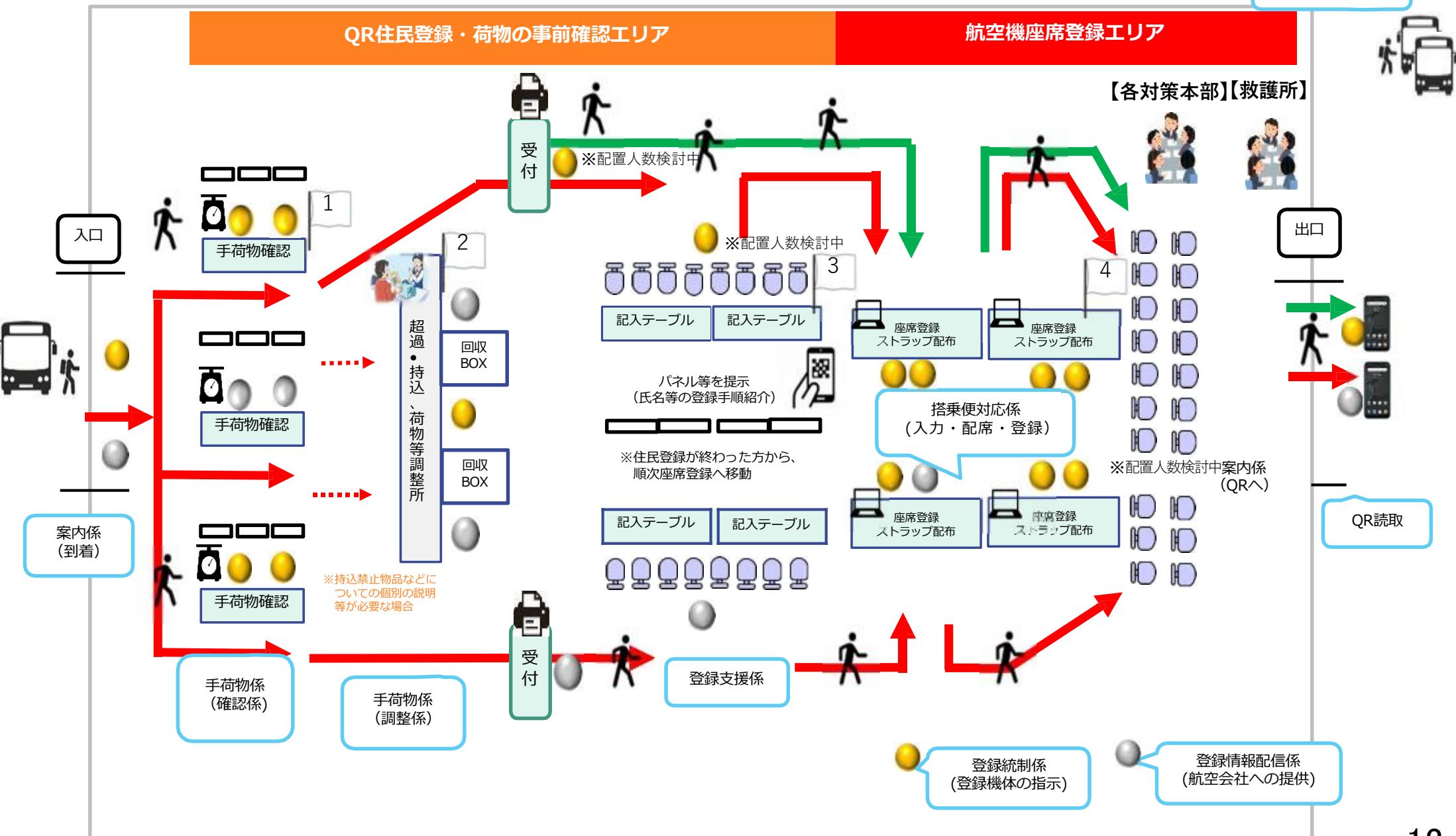


住民避難登録センターにおける避難誘導要領について

市役所職員 : 黄色い丸
町役所職員 : グレーの丸

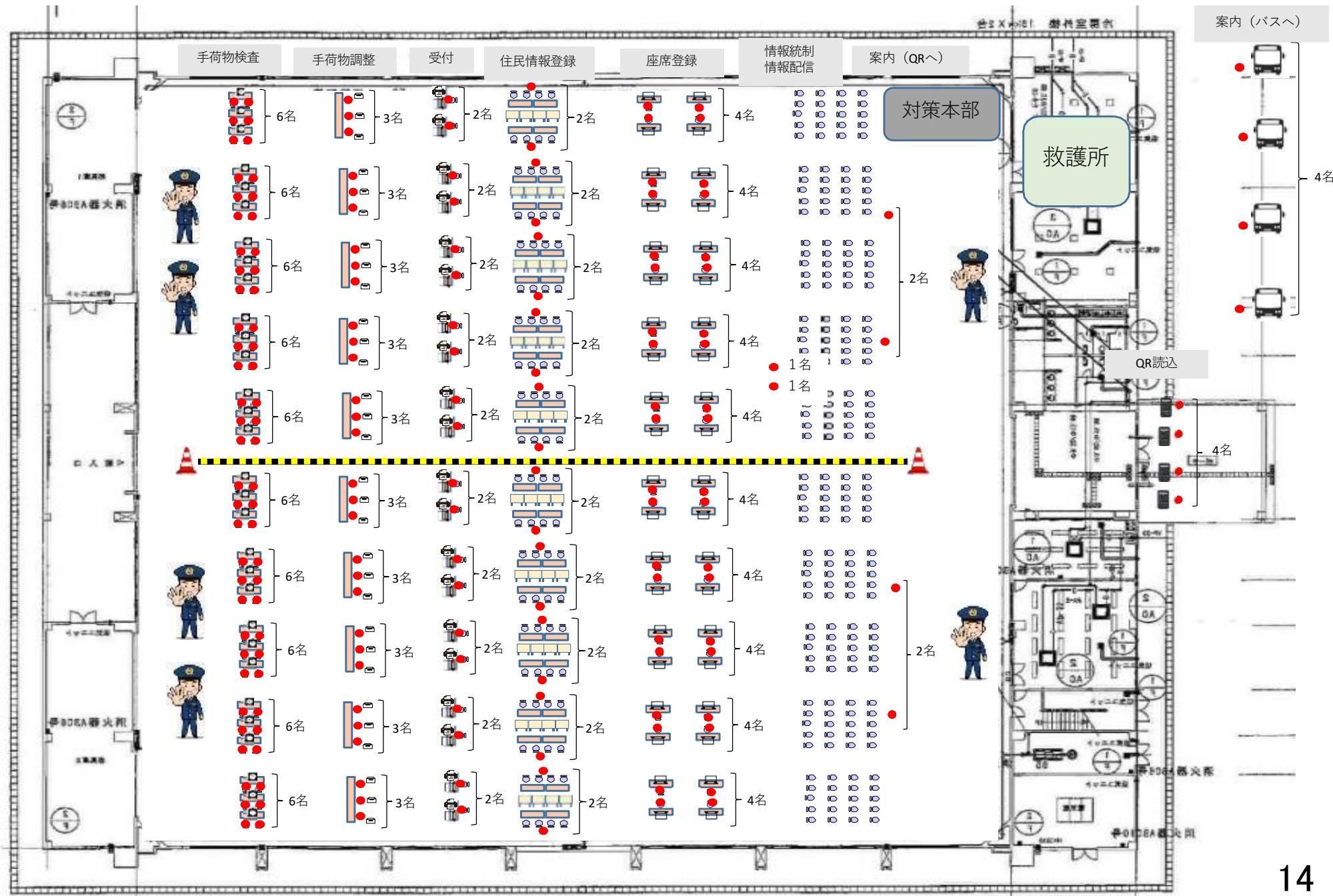
→ : LINE登録者動線
→ : 通常動線

案内係 (バスへ)



【JHTC】全体イメージ図 @ 中央運動公園屋内練習場

訓練用



住民避難登録方法

- ▶市の公式SNS（LINE）を活用。事前登録が可能で家族分を一括登録もOK！
- ▶個人にQRコード配布され、住民避難登録センター受付でスキャンのみ。



**紙ベース（手書き）での登録は時間・管理が難しい。
自然災害における避難所登録対応を準用**

Step 3
入力フォームに従って情報を
入力する

JHTCにおける役割分担表

訓練用

担当	人数	役割	準備するもの
案内係 (到着)	4名	バスが到着した旨、現地調整所へ連絡。 JHTC（屋内練習場）に到着した住民を手荷物確認に案内する。	・トランシーバー
手荷物係 (確認係)	60名	機内持ち込みが不可なものがいか聞き取りで確認する。調整が必要な方については、荷物等調整所へ案内する。	・機内持ち込み不可一覧
手荷物係 (調整係)	30名	機内持ち込み不可品の回収、その他住民からの問い合わせに対応する。	・機内持ち込み不可品回収BOX
受付係	20～40名	LINE事前登録者のQR読み込み及び出力した避難確認書の交付及び未登録者への避難確認書の配布。また、避難に関するお知らせ文を配布し、事前にトイレ等を済ましておく旨連絡する。	・避難確認書（QRカード） ・避難に関するお知らせ文
支援係	20～40名	住民がQRコードから情報を登録するのを支援する。（スマホを持っていない方については、代理登録を行う。）	・スマホ ・住民登録手順書（仮称）
座席登録係 (A)	40～20名	避難者から避難確認書を受け取り、避難者の態様を確認のうえシステムプログラムから搭乗予定便の座席に割振り。搭乗予定便・座席・グループを避難確認書に記入し、避難者へ伝達。	・ノートパソコン ・スマホ（バディコム） ・ペン
座席登録係 (B)	40～20名	座席登録Aの入力や避難確認書への記載に誤りが無いか確認。	・ペン
登録統制係	1名	スポットの何番の何便目など、登録機体の指示出し。 座席登録係の統制	・タブレット端末
登録情報 配信係	1名	座席登録が完了した機体のデータをCSV化し、各航空会社にメール送信	・ノートパソコン ・スマホ（バディコム）
案内係 (QR読み込み)	4名	座席登録が完了した避難住民を出口付近のQR読み込みへ案内する。	・スマホ（QRコードスキャン）
QR読み込み係	4名	避難確認書のQRを読み込み、住民登録及び航空機座席登録が完了した住民を空港行きのバスに案内する。	
案内係 (バスへ)	4名	QRの読み込みが終わった避難住民を順次バスへ案内する。バスが出発後、案内後、現地調整所へ案内終了を報告。	・トランシーバー
現地調整所	3名	JHTCにおける指揮命令 関係各所との連絡調整	・トランシーバー
計	231名		

JHTCにおける役割分担表

誘

担当	対応者	役 割	備考
警察官		・〇〇の警備、トラブル対応	・配置について八重山警察署と協議中
警察官		・〇〇の警備、トラブル対応	・配置について八重山警察署と協議中
警察官		・〇〇の警備、トラブル対応	・配置について八重山警察署と協議中

救

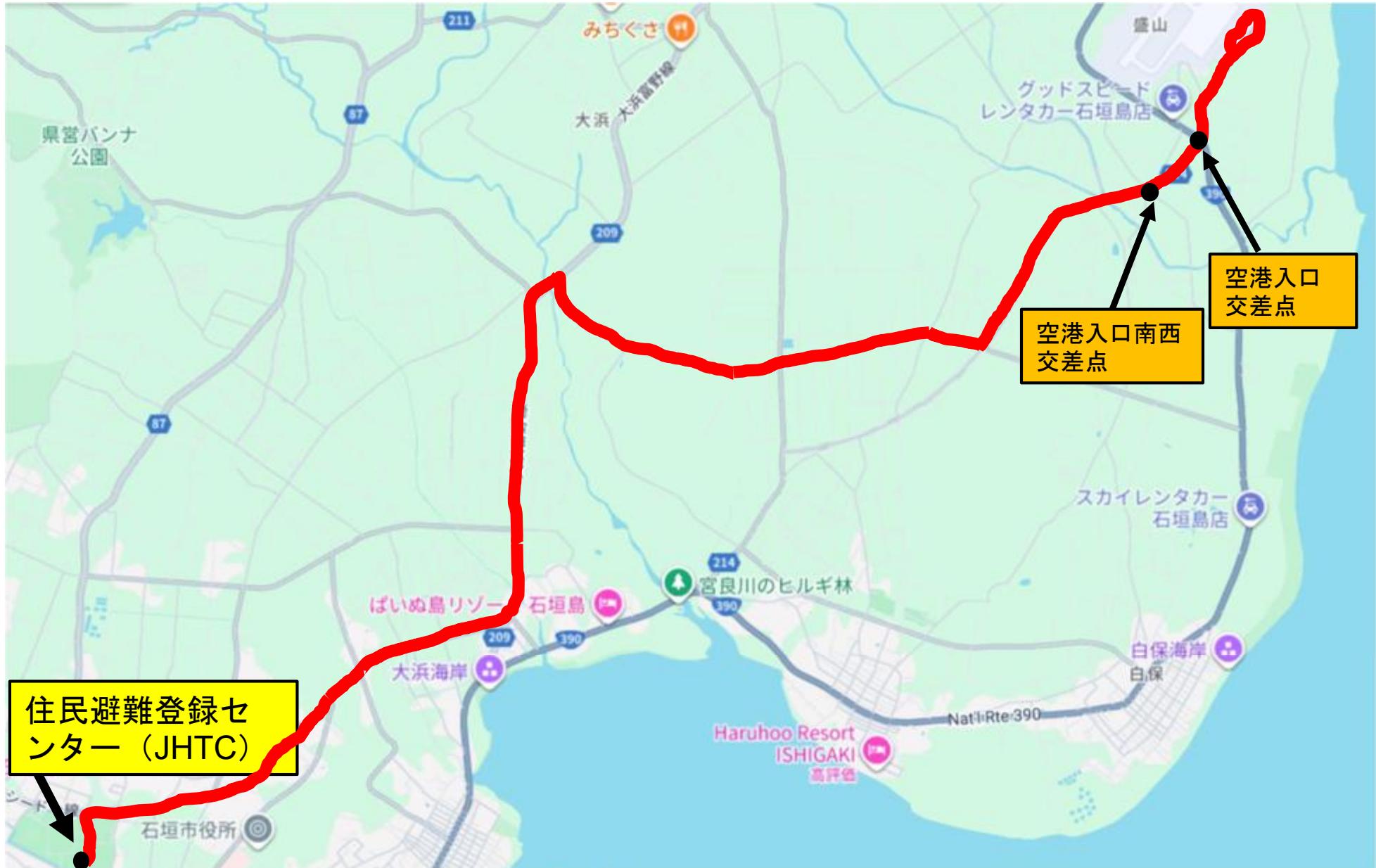
担当	対応者	役 割	備考
医師		・	
看護師		・	
看護師		・	

JHTC(屋内練習場)から石垣空港までのルート(案)

訓練用

○空港入口交差点・空港入口南西交差点において避難誘導員（警察職員）を配置し規制する。

○空港関係機関職員等の許可車両以外の車両は、通行不可

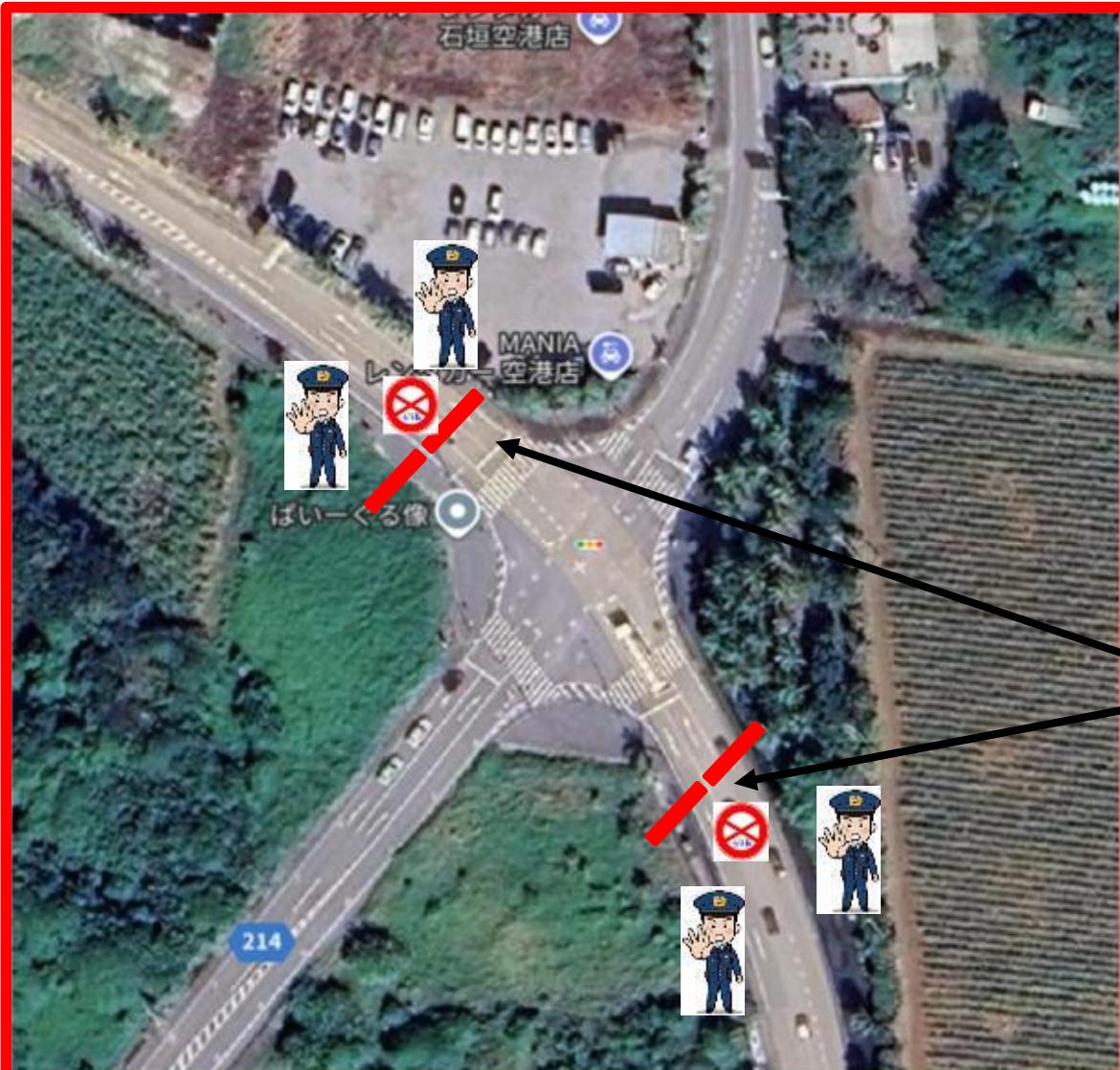


空港周辺道路の交通規制イメージ(案)

訓練用

- 空港入口交差点・空港入口南西交差点において避難誘導員（警察職員）を配置し規制する。
- 空港関係機関職員等の許可車両以外の車両は、通行不可

【空港入口交差点】



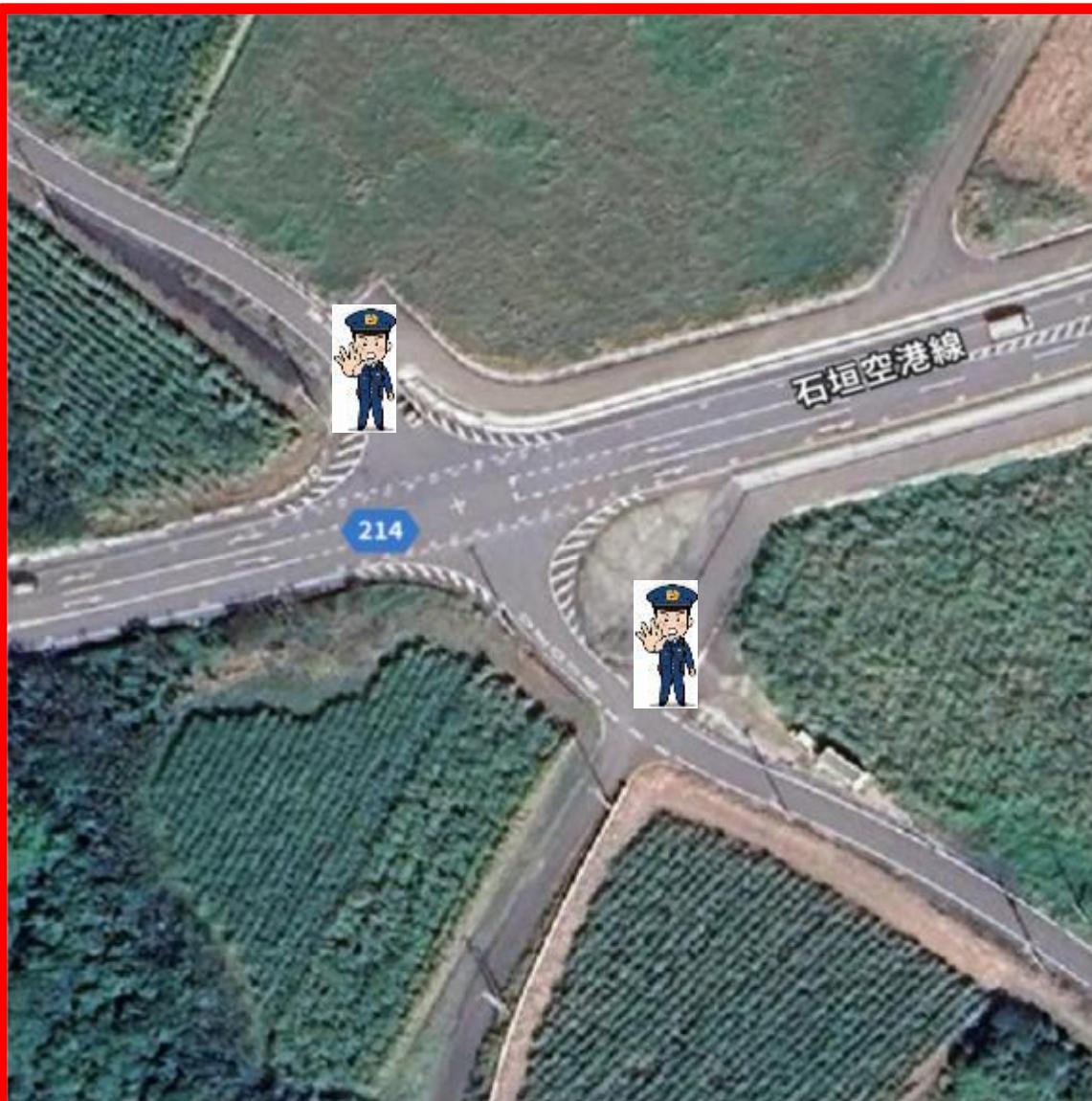
【通行止めゲート】
車両侵入防止策の実施

【交通誘導要員】
警察職員（調整中）

空港周辺道路の交通規制イメージ(案)

- 空港入口交差点・空港入口南西交差点において避難誘導員（警察職員）を配置し規制する。
- 空港関係機関職員等の許可車両以外の車両は、通行不可

【空港入口南西交差点】



【交通誘導要員】
警察職員（調整中）
石垣空港線への侵入車両を規制
(その他経路へ誘導する。)

島外・島内輸送計画について (要配慮者)

○石垣市における要配慮者の概数は、5,700人。

○ 要配慮者の概数把握状況について

搬送手段⇒		一般旅客機				船舶		ヘリ等	
区分	計	独歩1 (独歩)	独歩2 (介護独歩)	護送1 (介護護送)	護送2 (医療護送)	担送1 (介護担送)	担送2 (医療担送)	担送3 (重担送)	
計	5,700	2,873	887	1,327	279	275	48	11	
在宅療養	5,061	2,837	838	1,000	252	129	2	3	
高齢者・要介護者	2,091	185	605	934	250	117	0	0	
身体障害者	1,222	1,100	55	48	2	12	2	3	
知的障害者	590	526	60	4	0	0	0	0	
精神障害者	402	358	39	5	0	0	0	0	
外来人工透析	94	94	0	0	0	0	0	0	
在宅酸素患者	31	0	31	0	0	0	0	0	
在宅人工呼吸器患者	9	0	0	9	0	0	0	0	
妊娠婦	622	574	48	0	0	0	0	0	
福祉施設	324	0	16	222	5	79	2	0	
高齢者施設入所者	253	0	12	190	4	47	0	0	
障害者施設入所者	71	0	4	32	1	32	2	0	
病院	315	36	33	105	22	67	44	8	
病院入院患者	315	36	33	105	22	67	44	8	

避難誘導の方法（要配慮者における全般の方針）

- 要配慮者の広域避難については、県が調達した航空機、船舶をもって避難先（九州）へ迅速に避難完了させる計画とする。
- 石垣市緊急事態連絡室は八重山地域災害保健医療福祉調整本部その他関係機関との連携により、事前に全要配慮者の属性、健康状態等に応じた分類を行い、避難誘導に必要な要配慮者情報の収集・整理を実施。また、避難当日においても、各関係機関における情報連携により、円滑な避難誘導を実施する。
- 避難当日における要配慮者の避難者登録等を行う「要配慮者避難登録センター（YHTC）」、健康状態の確認等を行う「チェックポイント」及び搬送手段等の最終調整を行う「八重山地域災害保健医療福祉調整本部」を県立八重山病院に設置し、要配慮者避難誘導の拠点施設とする。

要配慮者避難誘導の基本的な考え方 (右図参照)

- 石垣市緊急事態連絡室において事前に把握した要配慮者情報から、健康状態等に応じ7分類し、県災害保健医療福祉調整本部等の関係機関と情報連携し、搬送手段や支援体制（付添人等）について事前調整。
- 事前調整した結果に基づき、避難当日（前日）において県立八重山病院内に設置するYHTC等にて入院患者の避難者登録等の手続きや、当日の健康状態等を確認し、搬送手段等について最終決定。
- 避難当日における要配慮者情報（健康状態、付添人、住民避難登録情報、搬送手段等）については、県立八重山病院内に設置する「八重山地域災害保健医療福祉調整本部」においてとりまとめ、関係機関と情報連携を図る。



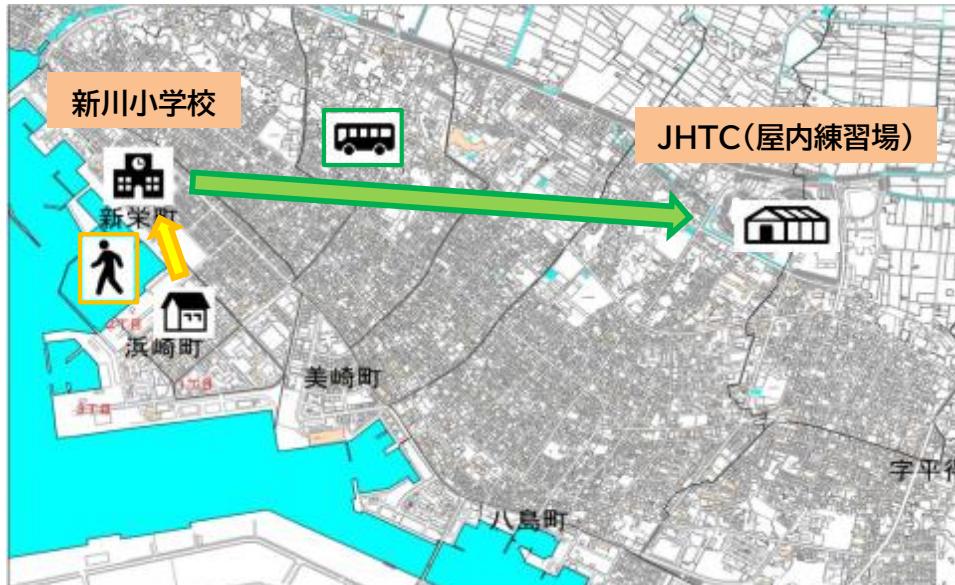
地図出典：国土地理院

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ①航空機避難（独歩1～護送2） | ：石垣空港から九州・山口各県へ旅客機による移動 |
| ②船舶避難（護送2～担送2） | ：石垣港から那覇港等へ船舶による移動 |
| ③個別航空機避難（担送3） | ：石垣空港等から那覇空港等へヘリ等による移動 |

島内・島外輸送計画のイメージ ~要配慮者代表事例~

訓練用

代表事例（訓練・検討上の想定）	独歩1C		搬送手段
【独歩1C】 ⇒40代女性、在宅、腹膜透析 世帯状況：両親(双方60代、健常)と同居。 ADL：自立。 要介護認定：なし 障害等級：身体障害2級(腎機能障害) 疾患情報：慢性腎臓病			航空機



■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・搭乗前に透析液交換を行うことにより医療機器を座席下に収納可能。
- ・機内持ち込み可能な医療機器のサイズについて要確認。場合によっては追加座席が必要。
- ・医療機器の操作を本人または同伴者が熟知しておくことが必要

■ 【想定する経路】

- ・浜崎町地区(自宅) → 一時集合場所(新川小学校) → JHTC(屋内練習場)
 → 石垣空港 → 福岡空港

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・自宅から一時集合場所(新川小学校)は、徒歩、自家用車
- ・一時集合場所からJHTC(屋内練習場)は、市で確保した大型バス
- ・JHTCから石垣空港は、市で確保した大型バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理(島内・島外)】

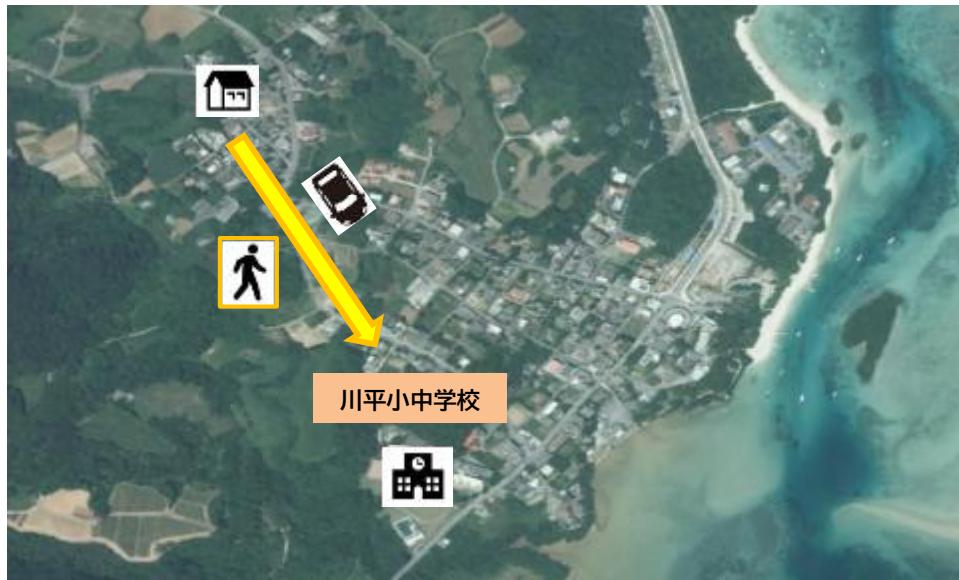
基本的な考え方	付添支援者
・原則不要 (必要な場合は同じ便に搭乗する一般避難者(家族含む))	・原則不要 ・家族等(必要に応じて)



島内・島外輸送計画のイメージ ~要配慮者代表事例~

訓練用

代表事例（訓練・検討上の想定）	独歩2A		搬送手段
<p>【独歩2A】⇒30代女性、在宅、妊婦(37週目・出産予定日3週間前) 世帯状況:配偶者(30代、健常)と同居。 ADL:基本的に自立。激しい動作困難。 要介護認定:なし 障害等級:なし 疾患情報:なし</p>			航空機



■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・搭乗前に医師による診断書が必要。場合によっては医師の同伴あり。

■ 【想定する経路】

- ・川平地区(自宅) → 一時集合場所(川平小中学校) → JHTC(屋内練習場)
→ 石垣空港 → 福岡空港

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

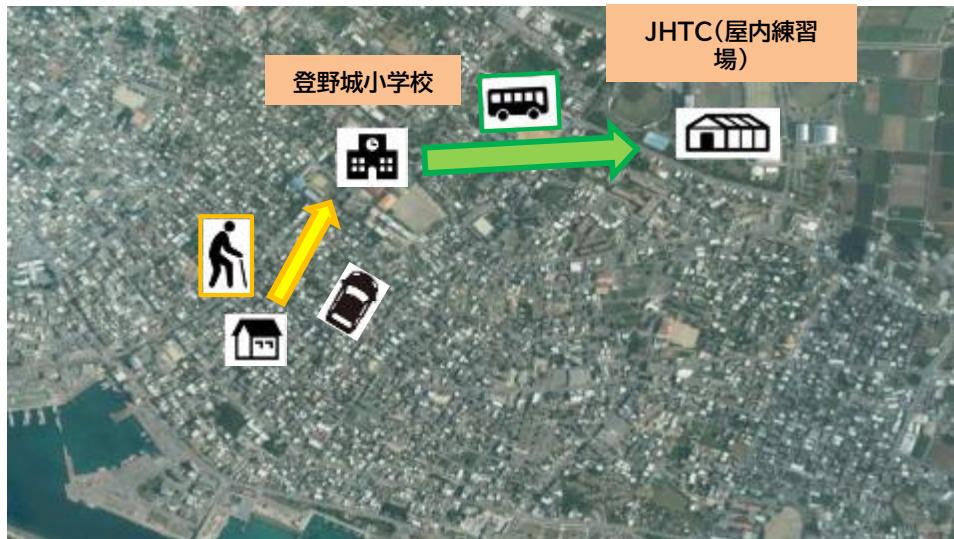
- ・自宅から一時集合場所(川平小中学校)は、徒歩、自家用車
- ・一時集合場所からJHTC(屋内練習場)は、市で確保した大型バス
- ・JHTCから石垣空港は、市で確保した大型バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理(島内・島外)】

基本的な考え方	付添支援者
<ul style="list-style-type: none"> ・原則不要 (配偶者。医師の判断で必要な場合は、医師の同伴あり。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則不要 ・配偶者、医師等(必要に応じて)



代表事例（訓練・検討上の想定）	独歩2C		搬送手段
<p>【独歩2C】⇒80代女性、在宅、要介護1、認知症、4点杖使用 世帯状況：息子（50代、健常）と同居。 ADL：概ね自立。長距離の階段・坂道の昇降困難。4点杖使用。 要介護認定：要介護1 障害高齢者日の常生活自立度：A1 認知症高齢者の日常生活自立度：I 障害等級：なし 疾患情報：認知症（軽度）</p>			航空機



■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・長距離の歩行や階段の昇降が困難。
- ・介助や見守りが必要。

■ 【想定する経路】

- ・登野城地区（自宅） → 一時集合場所（登野城小学校） → JHTC（屋内練習場）
→ 石垣空港 → 福岡空港

■ 【想定する搬送（輸送）手段】

- ・自宅から一時集合場所（登野城小学校）は、自家用車
- ・一時集合場所からJHTC（屋内練習場）は、市で確保した大型バス
- ・JHTCから石垣空港は、市で確保した大型バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理（島内・島外）】



基本的な考え方	付添支援者
<ul style="list-style-type: none"> ・家族の付添が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等

代表事例（訓練・検討上の想定）	護送1A	搬送手段
<p>【護送1A】⇒30代女性、在宅、両下肢切断、車いす（電動・個人用） 世帯状況：独居 ADL：歩行以外は基本的に自立。 要介護認定：なし 障がい等級：身体障害（肢体）1級 疾患情報：交通外傷による両下肢切断</p>		航空機



■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・座位可能で、航空機移動に耐えられる。
- ・付添者の同伴が必要。
- ・車いすによる搭乗が必要。
- ・電動車いすについて航空機への搭載可能か事前確認が必要。

■ 【想定する経路】

- ・新川地区（自宅）→一時集合場所（真喜良小学校）
 → JHTC（屋内練習場）→ 石垣空港 → 福岡空港

■ 【想定する搬送（輸送）手段】

- ・自宅から一時集合場所（真喜良小学校）は、車いすもしくは市で確保した福祉車両
- ・一時集合場所からJHTC（屋内練習場）は、市で確保した大型バスもしくは福祉車両
- ・JHTCから石垣空港は、市で確保した大型バスもしくは福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理（島内・島外）】

基本的な考え方

・同じ便に搭乗する一般避難者（家族含む）の付添い必要。

代表事例（訓練・検討上の想定）	護送2B	搬送手段
<p>【護送2B】⇒80代女性、入院、認知症</p> <p>世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（50代、健常）と同居。 ADL：立ち上がり、車いす移乗、移動及び日常生活は全般的に介助必要。</p> <p>要介護認定：要介護4 障がい高齢者の日常生活自立度：B2 認知症高齢者の日常生活自立度：M</p> <p>障がい等級：精神障害1級</p> <p>疾患情報：認知症（重度）</p>		航空機



■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- 各医療機関にて事前に入院者の振り分け作業を行い、市緊急事態連絡室及び八重山地域災害保健医療福祉調整本部へ情報提供を行う。
- 登録手続き及び搬送方法の調整を行う。
- 座位可能だが、立ち上がり、車いす移乗、移動に介助が必要。
- 医療行為は不要だが付添者の同伴が必要。
- 避難当日に健康状態により避難不可となった場合は八重山病院で受け入れ。

■ 【想定する経路】

- 医療機関 → 要配慮者チェックポイント（八重山病院）→ 石垣空港
→ 福岡空港

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

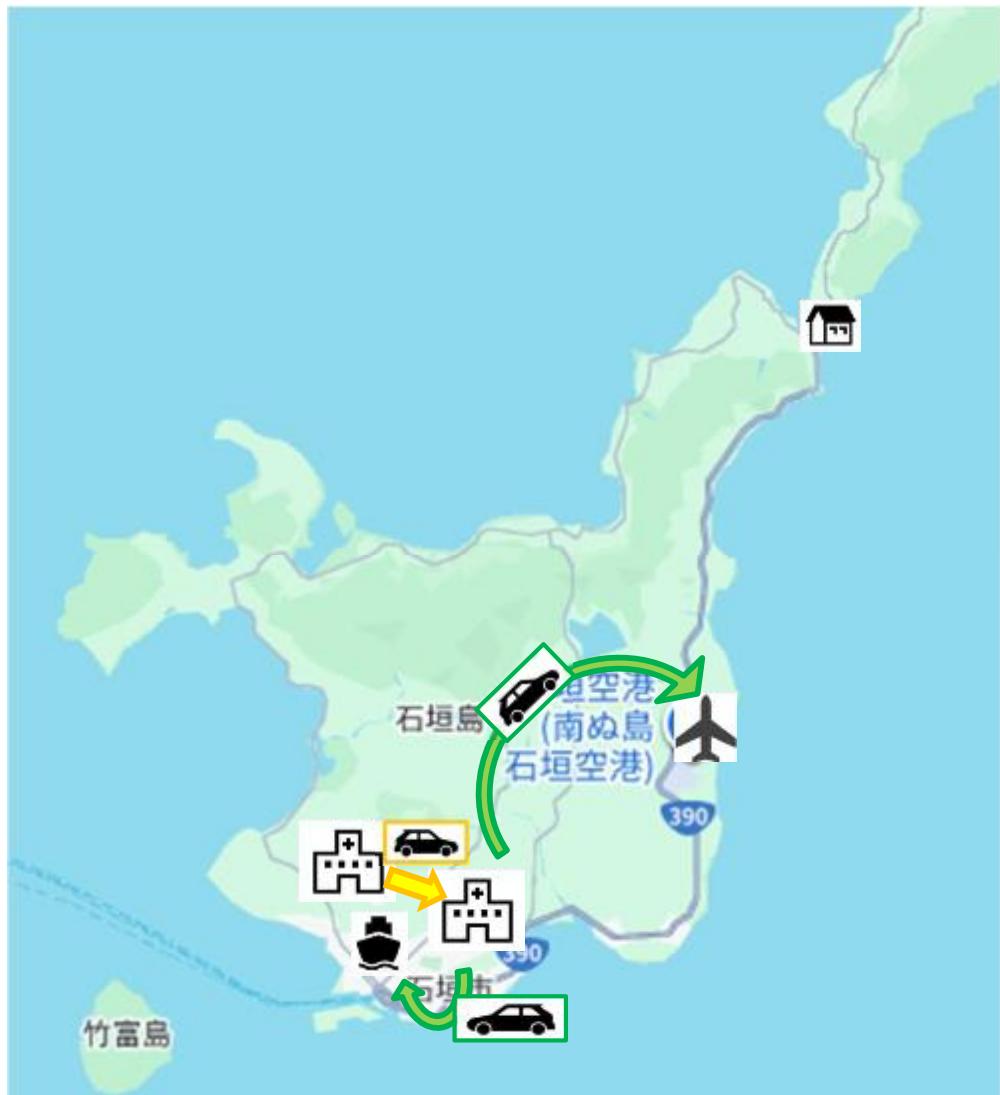
- 医療機関から要配慮者チェックポイント（八重山病院）は、家族の車両または市で確保した福祉車両
- 要配慮者チェックポイント（八重山病院）から石垣空港までは、家族の車両または市で確保した福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理(島内・島外)】

基本的な考え方

- 同じ便に搭乗する家族の付添い必要。

代表事例（訓練・検討上の想定）	護送2C	搬送手段
<p>【護送2C】⇒70代男性、入院、誤嚥性肺炎、点滴治療、車いす、酸素治療 世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（30代、健常）と同居。 ADL：もともと自立。現在は入院後の廃用により立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗、移動は介助必要。座位保持可能。 要介護認定：なし 障がい等級：なし 疾患情報：入院5日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。絶食中。酸素1L／分投与中。</p>	護送2C	航空機



■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- 各医療機関にて事前に入院者の振り分け作業を行い、市緊急事態連絡室及び八重山地域災害保健医療福祉調整本部へ情報提供を行う。
- 座位可能だが、立ち上がり、車いす移乗、移動に介助が必要。
- 航空機の歩行障害旅客及び傷病旅客に該当するため、医師等からの診断書の提出と、看護師または医師が認めたものの同伴が必要。
- 避難当日に健康状態により避難不可となった場合は八重山病院で受け入れ。

■ 【想定する経路】

- 医療機関 → 要配慮者チェックポイント(八重山病院)
- 石垣空港 → 福岡空港

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- 医療機関から要配慮者チェックポイント(八重山病院)までは、家族の車両または市で確保した福祉車両
- 要配慮者チェックポイント(八重山病院)から石垣空港は、家族の車両または市で確保した福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理(島内・島外)】

基本的な考え方

- 看護師または医師が認めたものの同伴が必要。

代表事例（訓練・検討上の想定）	担送1A	搬送手段
<p>【担送1A】⇒70代女性、在宅、要介護4、血液透析、脳梗塞の既往（後遺症：右半身麻痺）</p> <p>世帯状況：配偶者（70代、健常）と同居。</p> <p>ADL：寝たきり、日常生活全般の介助必要。</p> <p>要介護認定：要介護認定4 障がい高齢者の日常生活自立度：C1 認知症高齢者の日常生活自立度：自立</p> <p>障がい等級：身体障害2級（腎機能障害）</p> <p>疾患情報：慢性腎臓病（血液透析、送迎が必要）</p>		船舶



■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- 各医療機関にて事前に入院者の振り分け作業を行い、市緊急事態連絡室及び八重山地域災害保健医療福祉調整本部へ情報提供を行う。
- 長時間座位保持不可。
- 排泄、食事、着替など日常生活の介護（付添い）が必要。

■ 【想定する経路】

- 白保地区（自宅）→ 要配慮者チェックポイント（八重山病院）
→ 石垣港 → 鹿児島港

■ 【想定する搬送（輸送）手段】

- 自宅から要配慮者チェックポイント（八重山病院）は、市で確保した福祉車両
- 要配慮者チェックポイント（八重山病院）から石垣港までは、市で確保した福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理（島内・島外）】

基本的な考え方

- 家族等または福祉、介護従事者の同伴が必要。

代表事例（訓練・検討上の想定）	担送2B	搬送手段
<p>【担送2B】⇒80代男性、入院、誤嚥性肺炎、ストレッチャー搬送</p> <p>世帯状況：医療機関入院中。入院前は特別養老老人ホーム入所。家族なし。</p> <p>ADL：寝たきり、日常生活全般の介助必要。</p> <p>要介護認定：要介護5 障がい高齢者の日常生活自立度：C2 認知症高齢者の日常生活自立度：IV 障がい等級：なし</p> <p>疾患情報：入院3日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。鼻カニューレより酸素投与中（2L／分）。絶食中。</p>		船舶



■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・ストレッチャー搬送
- ・各医療機関にて事前に入院者の振り分け作業を行い、市緊急事態連絡室及び八重山地域災害保健医療福祉調整本部へ情報提供を行う。
- ・寝たきり、日常生活全般の介助が必要。
- ・点滴や吸引、酸素投与の他、様々な医療機器が装着され、病棟レベルの医療継続が必要
- ・医師、看護師の添乗が必要。
- ・避難当日に健康状態により避難不可となった場合は八重山病院で受け入れ。

■ 【想定する経路】

- ・医療機関 → 要配慮者チェックポイント(八重山病院)
- 石垣港 → 鹿児島港

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・医療機関から要配慮者チェックポイント(八重山病院)を経由し、石垣港までは、消防の救急車または医療機関の搬送車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理(島内・島外)】

基本的な考え方

・医師、看護師の添乗が必要。

代表事例（訓練・検討上の想定）	担送2C	搬送手段
<p>【担送2C】⇒40代男性、入院、交通外傷による多発外傷、ストレッチャー搬送</p> <p>世帯状況：医療機関入院中。入院前は配偶者（30代、健常）、息子（10代）と同居。</p> <p>ADL：もともと自立。現在はベッド上安静、ギヤッチアップ禁止。意識清明。</p> <p>要介護認定：なし 障がい等級：なし</p> <p>疾患情報：受傷2日目。右多発肋骨骨折、血気胸（胸腔ドレーン留置中）、腰椎破裂骨折（脊髄損傷なし）。</p>	担送2C	個別搬送用航空機



■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・長時間座位を保持できずストレッチャー搬送が必要
- ・各医療機関にて事前に入院者の振り分け作業を行い、市緊急事態連絡室及び八重山地域災害保健医療福祉調整本部へ情報提供を行う。
- ・ベッド上安静のため医師、看護師の認めたものの同伴が必要。
- ・点滴や吸引、酸素投与の他、様々な医療機器が装着され、病棟レベルの医療継続が必要
- ・医師、看護師の添乗が必要。

■ 【想定する経路】

- ・医療機関 → 要配慮者チェックポイント（八重山病院）
- 石垣空港 → 那覇空港 → 福岡空港

■ 【想定する搬送（輸送）手段】

- ・医療機関から要配慮者チェックポイント（八重山病院）を経由し、石垣空港までは、消防の救急車または医療機関の搬送車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理（島内・島外）】

基本的な考え方

- ・医師、看護師の添乗が必要。また医師、看護師の認めたものの同伴が必要。

代表事例（訓練・検討上の想定）	担送3C	搬送手段
<p>【担送3C】⇒低出生体重児、入院、人工呼吸、搬送用保育器搬送</p> <p>世帯状況：医療機関入院中（NICU）。母親（20代、産婦）は同病院入院中、父親（30代、健常）は別居。</p> <p>ADL：新生児、搬送用保育器による搬送。</p> <p>要介護認定：なし 障がい等級：なし</p> <p>疾患情報：低出生体重児（32週、2000 g）、新生児呼吸窮迫症候群。入院1週間目。人工呼吸管理中（気管挿管）。</p>	担送3C	個別搬送用航空機



■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・人工呼吸器が装着されているため個別搬送が必要
- ・各医療機関にて事前に入院者の振り分け作業を行い、市緊急事態連絡室及び八重山地域災害保健医療福祉調整本部へ情報提供を行う。
- ・医師、看護師の添乗が必要。

■ 【想定する経路】

- ・医療機関(八重山病院) → 要配慮者チェックポイント(八重山病院)
→ 石垣空港 → 那覇空港 → 福岡空港

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・医療機関の要配慮者チェックポイント(八重山病院)から石垣空港までは、消防の救急車または医療機関の搬送車両

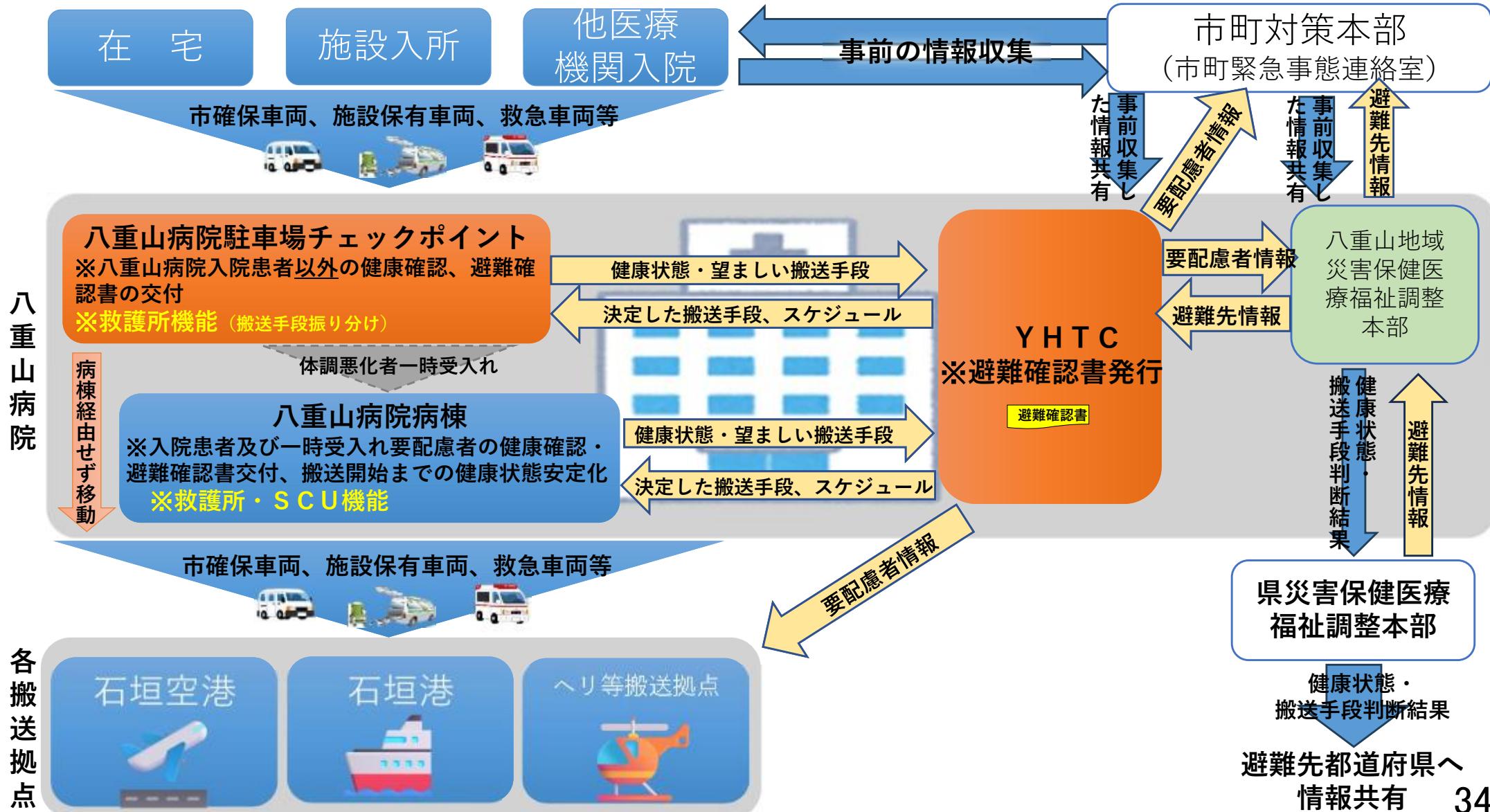
■ 【搬送時の付添い人員等の整理(島内・島外)】

基本的な考え方

- ・医師、看護師の添乗が必要。また母親の同伴が必要。

石垣市における要配慮者避難要領（案）の概要 ~要配慮者避難のフロー~

- 要配慮者の健康状態を事前確認し、搬送手段や受入れ施設の最終判断を避難当日に行う拠点（救護所機能）として、県立八重山病院駐車場にチェックポイントを設置。
※同病院入院患者は病棟内で健康状態を確認。また、自力移動可能な入院患者等は事前に退院させ、健常者と同様の避難経路とする。
- チェックポイント及び同病院内における健康状態及び搬送手段確認結果について、病院内に設置する「要配慮者避難登録センター（YHTC）」にて情報をとりまとめ、市対策本部、県（地域）災害保健医療福祉調整本部及び各搬送拠点へ情報共有。



【県立八重山病院の役割】

【基本的な役割】

- ・要配慮者避難における拠点施設としての位置づけ
- ・県立八重山病院内に八重山地域災害保健医療福祉調整本部、要配慮者避難登録センター(YHTC)、チェックポイント、石垣市対策本部搬送調整班を設置する
- ・在宅要配慮者、竹富町要配慮者の一時滞在施設とする
- ・SCU機能、救護所機能(最終振り分け機能)を有する

【YHTC：市町職員による要配慮者避難登録】

YHTC

【設置場所】

- ・県立八重山病院 2階 講堂

【設置者】

- ・石垣市長

【人員】

- ・市町職員、国及び沖縄県等の支援要員、八重山病院からの応援職員で運営する

【基本的な役割】

- ①要配慮者の避難者登録(航空機の座席登録含む)、避難確認書発行
- ②県立八重山病院以外の要配慮者の同病院一時受入れ調整
- ③市対策本部(緊急事態連絡室)及び県地域災害医療福祉調整本部との情報連携体制構築
- ④要配慮者チェックポイント、一時集合場所及び各現地調整所との連絡調整
- ⑤空港や港湾への搬送車両調整

【八重山地域災害保健医療福祉調整本部】

【設置場所】

・県立八重山病院 2階 講堂or化学療法室

【設置者】

・沖縄県八重山保健所 所長

【人員】

・沖縄県地域災害医療コーディネーター、八重山保健所職員

【基本的な役割】

- ①必要人員、医薬品、資機材の確認、不足要請
- ②名簿、個別計画等を県調整本部へ提供及び広域搬送に係る調整
- ③避難先情報を市町へ報告
- ④県内外派遣支援チームの受入れ調整
- ⑤県本部へ最終報告(搭乗便、医療介護情報等)
- ⑥市町へ避難完了報告

【チェックポイント：最終振り分け】

【設置場所】

・県立八重山病院 感染者用駐車場(要調整)

【設置者】

・石垣市長

【人員】

・医療従事者(要調整)、市町職員

【基本的な役割】

- ①原則、八重山病院入院患者以外(在宅等)の護送2以上の要配慮者を対象とした状態確認と避難手段の最終振り分け ※例外 在宅酸素患者など
- ②避難当日、避難が困難となった要配慮者の八重山病院での受け入れ要請
- ③YHTCとの連携
- ④避難確認書の交付

要配慮者に係る情報連携体制について（案）～県立八重山病院の役割と設置する施設～

【石垣市対策本部搬送調整班】

【設置場所】

・県立八重山病院 1階 出入口及びチェックポイント

【設置者】

・石垣市長

【人員】

・市町職員

【基本的な役割】 ①YHTCと搬送車両との情報連携と搬送手配 ②事前の手荷物確認

【救護所：休憩機能】

【設置場所】

・石垣空港ターミナル内

【設置者】

・石垣市長

【人員】

・医療従事者(要検討)、看護師、市町職員

【基本的な役割】

①空港ターミナル内にて体調不良の要配慮者の診察と休憩

【石垣港現地調整所】

【設置場所】

・石垣港CIQ施設内

【設置者】

・石垣市長

【人員】

・市町職員

【基本的な役割】

①八重山病院内搬送調整班との情報共有と乗船補助(搬送車両の誘導等)

要配慮者に係る情報連携体制について（案）～要配慮者の避難スケジュール～

【要配慮者避難スケジュールの考え方（案）】

- 要配慮者の避難では、要配慮者の状態や属性により7分類したうえで、要配慮者それぞれの避難手段について航空機避難、船舶避難、ヘリ避難に振り分ける事前調整が重要となる。
- 原則、独歩1・2、護送1は航空機避難とし、護送2以上の要配慮者は、県立八重山病院病棟または要配慮者チェックポイントを経由し、船舶避難とする。（例外：護送2の在宅酸素療法患者などは航空機避難）
※竹富町内の要配慮者についても、同町と連携した上で同様に対応する。



フェーズ0：避難準備段階（事態認定前）

- 市緊急事態連絡室における情報収集、YHTCの立ち上げ準備、県地域災害保健医療福祉調整本部との連携体制構築等、事態認定後において速やかに要配慮者避難誘導の措置を実施できるよう事前準備を行う。

フェーズ1：県立八重山病院入院患者の避難

- YHTCを県立八重山病院内に設置し、同病院の入院患者（※）の避難を実施。
※航空機避難が可能な独歩・護送要配慮者等については、フェーズ0の段階で退院とし、一般避難者と同様の日程及び経路により避難可能な限り同病院の入院患者を早期に避難させ、要配慮者搬送の拠点として位置づけることにより、島内医療資源の最大限活用を図る。

フェーズ2：その他医療機関入院患者の避難

- その他医療機関入院患者の避難を実施。県立八重山病院同様、航空機避難可能な独歩要配慮者等についてはフェーズ0の段階で退院させ、一般避難者と同様の日程及び経路による避難とする。避難当日の健康状態確認及び搬送手段最終振り分けは各医療機関において実施し、YHTCへ報告する。船舶便等の搬送手段における時間調整が必要となる場合は、フェーズ1において病床を空けた県立八重山病院において一時的に受入れる。（→SCU機能）

フェーズ3：在宅要配慮者（※）の避難

- 在宅要配慮者を避難前日に県立八重山病院に一時的に受入れ（→SCU機能）、順次搬送を実施する。
※単独避難及び家族等の付添いにより移動可能な方については、一般避難者と同様の日程及び経路により避難。ただし、避難当日において体調悪化した場合は県立八重山病院内の要配慮者チェックポイントにて健康状態確認、搬送手段最終振り分けを実施。

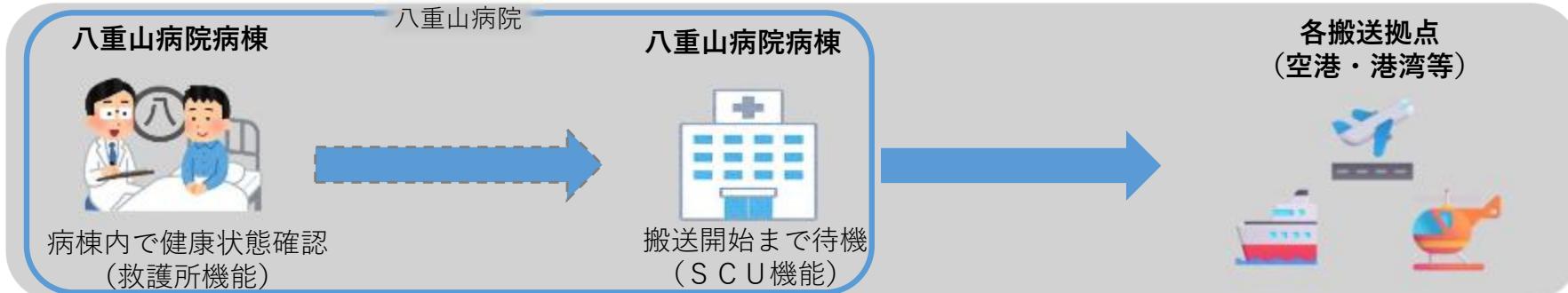
フェーズ4：施設入所者の避難

- フェーズ2と同様に、避難当日において介護、福祉施設からの入所者避難を実施する。船舶便等の搬送手段における時間調整が必要となる場合は、空床となっている県立八重山病院において一時的に受入れる。（→SCU機能）

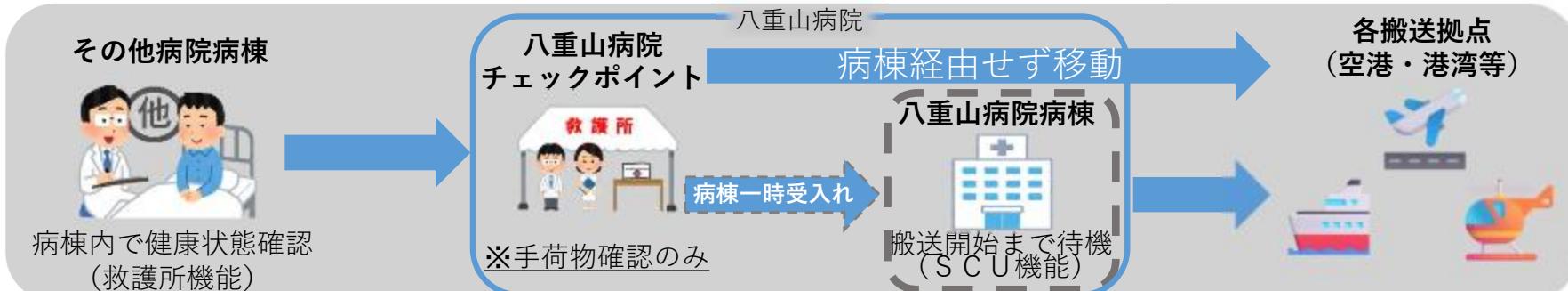
石垣市における要配慮者避難要領（案）の概要 ~要配慮者の避難スケジュール~

訓練用

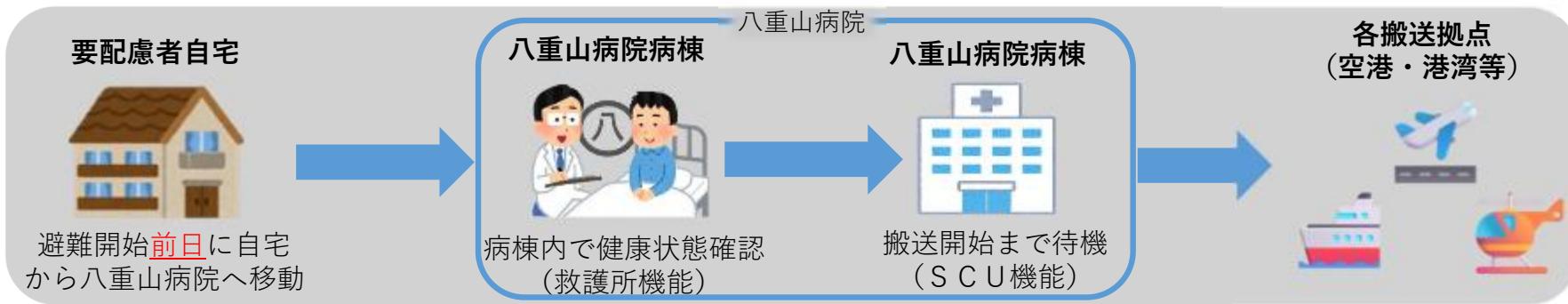
フェーズ1 県立八重山病院 入院患者



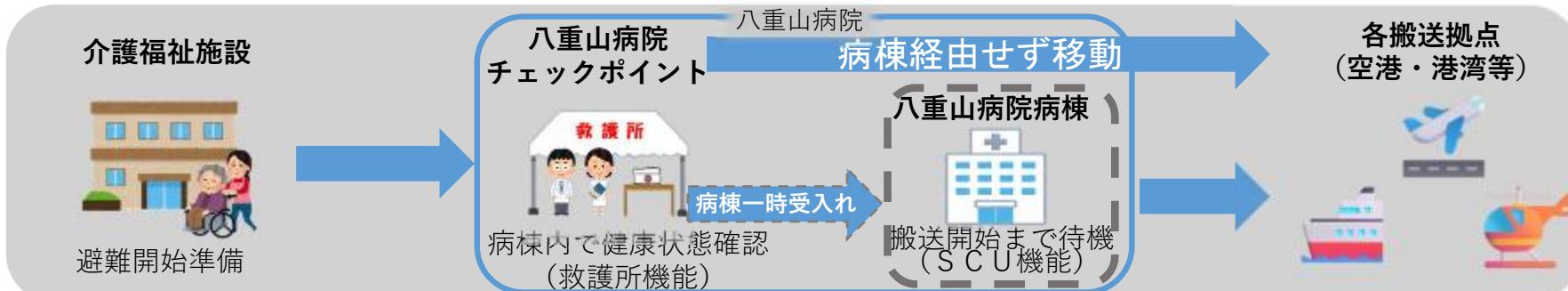
フェーズ2 その他医療機関 入院患者



フェーズ3 在宅要配慮者



フェーズ4 施設入所者



要配慮者に係る情報連携体制について（案）～要配慮者の避難スケジュール～

【フェーズ0：避難準備段階（事態認定前）における対応】

フェーズ0

避難準備段階

フェーズ1

県立八重山病院
入院患者

フェーズ2

その他医療機関
入院患者

フェーズ3

在宅要配慮者※

フェーズ4

施設入所者

フェーズ0：避難準備段階（事態認定前）

- 市緊急事態連絡室における情報収集、YHTCの立ち上げ準備、県地域災害保健医療福祉調整本部との連携体制構築等、事態認定後において速やかに要配慮者避難誘導の措置を実施できるよう事前準備を行う。

要配慮者情報の収集作業

- 事態認定前における要配慮者情報収集作業は市緊急事態連絡室において一元化。
- 収集した要配慮者情報について、県地域災害保健医療福祉調整本部と連携共有し、要配慮者の搬送計画を策定する。

【課題点】

- ・要配慮者の状態・属性に応じた7分類、避難手段等の要配慮者情報を記載する統一様式の作成(記載内容の検討含む)。
- ・上記様式をいつ、誰が記入し、共有するか。(特に在宅要配慮者について)

YHTCの立ち上げ準備

- 事態認定後、避難が開始された場合に速やかに要配慮者の避難誘導を行うため、県立八重山病院内に設置するYHTCの立ち上げに係る調整を行う。

【調整事項】

- ・設置予定地(県立八重山病院2階講堂)の使用に関する調整
- ・市町職員のみでは不足する人員の確保(国、県等へ支援要員の調整)
- ・YHTCにおいて必要となる資器材の確保
- ・通信体制の確認

要配慮者に係る情報連携体制について（案）～要配慮者の避難スケジュール～

【フェーズ1：県立八重山病院入院患者の避難における対応】

フェーズ0

避難準備段階

フェーズ1

県立八重山病院
入院患者

フェーズ2

その他医療機関
入院患者

フェーズ3

在宅要配慮者※

フェーズ4

施設入所者

フェーズ1：県立八重山病院入院患者の避難

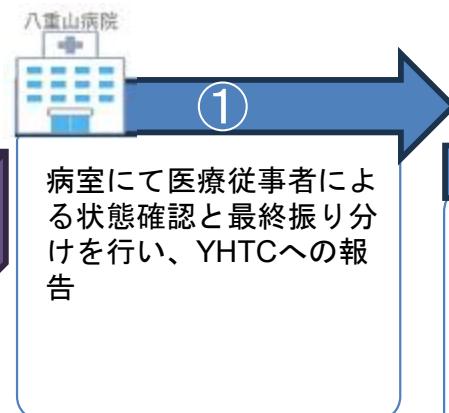
- YHTCを県立八重山病院内に設置し、同病院の入院患者(※)の避難を実施。

※航空機避難が可能な独歩要配慮者等については、フェーズ0の段階で退院とし、一般避難者と同様の日程及び経路により避難可能な限り同病院の入院患者を早期に避難させ、要配慮者搬送の拠点として位置づけることにより、島内医療資源の最大限活用を図る。

避難準備段階(フェーズ0)

避難開始(フェーズ1)

八重山病院 病棟

要配慮者
情報の提供市緊急事態
連絡室自宅
体調悪化者等退院可能な要配慮者
(独歩1・2、護送1)

YHTC

② YHTCにて、報告に基づき避難者登録、座席登録、避難確認書の発行を行い、石垣市対策本部、一時集合場所及び空港等現地調整所、八重山地域災害保健医療福祉調整本部及び搬送調整班に連絡



③ 病室にて避難確認書の受取りと手荷物確認を行い、ストレッチャーにて救急出入口に移動し、救急車等で港や空港へ搬送

船舶

一般避難者と同様のスケジュールにて避難

要配慮者に係る情報連携体制について（案）～要配慮者の避難スケジュール～

【フェーズ2：その他医療機関入院患者の避難における対応】

フェーズ0

避難準備段階

フェーズ1

県立八重山病院
入院患者

フェーズ2

その他医療機関
入院患者

フェーズ3

在宅要配慮者※

フェーズ4

施設入所者

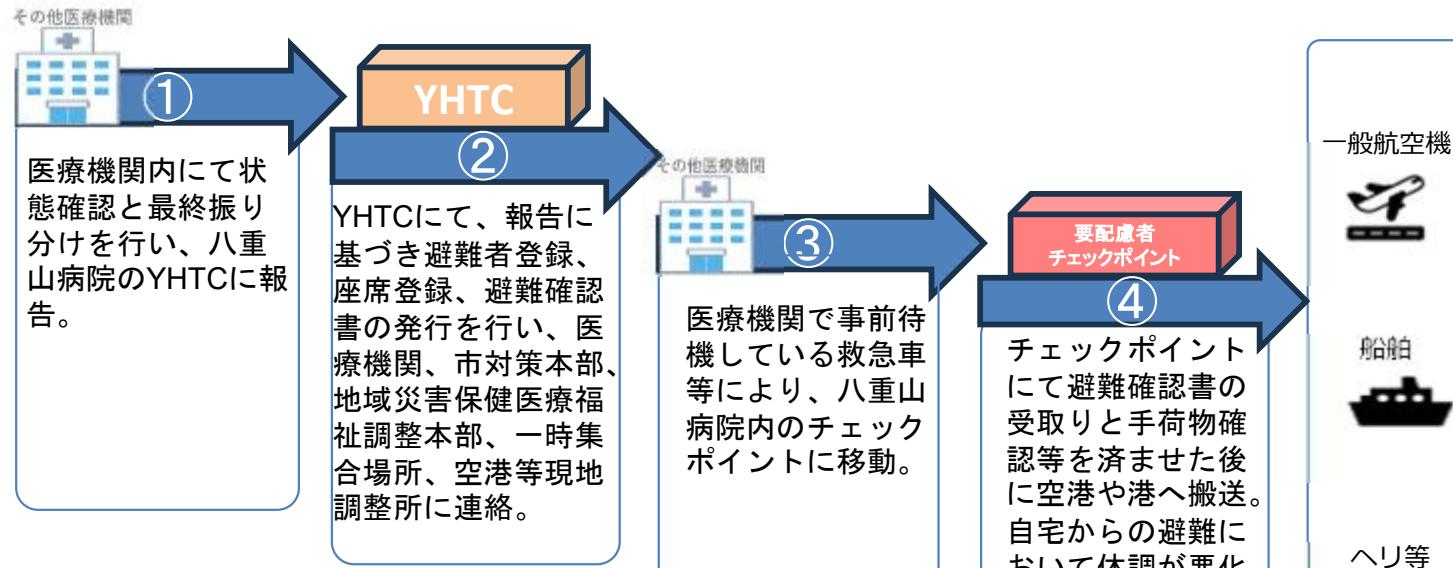
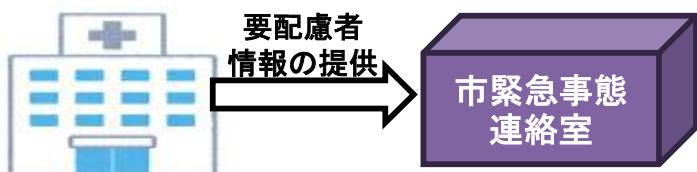
フェーズ2：その他医療機関入院患者の避難

- その他医療機関入院患者の避難を実施。県立八重山病院同様、航空機避難可能な独歩要配慮者等についてはフェーズ0の段階で他院させ、一般避難者と同様の日程及び経路による避難とする。船舶便等の搬送手段における時間調整が必要となる場合は、空床となっている県立八重山病院において一次的に受入れる。（→SCU機能）

避難準備段階（フェーズ0）

避難開始（フェーズ2）

その他医療機 関病棟



退院可能な要配慮者
(独歩1・2、護送1)



体調悪化者等

一般避難者と同様のスケジュールにて避難

要配慮者に係る情報連携体制について（案）～要配慮者の避難スケジュール～

【フェーズ3：在宅要配慮者の避難における対応】

フェーズ0

避難準備段階

フェーズ1

県立八重山病院
入院患者

フェーズ2

その他医療機関
入院患者

フェーズ3

在宅要配慮者※

フェーズ4

施設入所者

フェーズ3：在宅要配慮者（※）の避難

- フェーズ2と同様に、在宅要配慮者避難を実施する。
※単独避難及び家族等の付添いにより移動可能な方については、一般避難者と同様の日程及び経路により避難
- フェーズ0の段階において誰が、どのように在宅要配慮者の情報を収集するかについて、整理が必要。

避難準備段階（フェーズ0）

避難開始（フェーズ3）

要配慮者自宅

要配慮者
情報の提供市緊急事態
連絡室

①

指定避難日の前
日に県立八重山
病院等の医療施
設に、市が用意
した福祉車両に
て移動



②

八重山病院内に
て、医療従事者
による状態確認
と最終振り分け
を行い、YHTC
に報告



③

YHTCにて、報
告に基づき避難
者登録、座席登
録、避難確認書
の発行を行い、
医療機関、市対
策本部、地域災
害保健医療福祉
調整本部、一時
集合場所、空港
等現地調整所に
連絡



④

八重山病院内
で避難確認書
の受けとり及
び手荷物確認
を済ませ、事
前待機して
いる救急車等に
より、空港や
港へ搬送。



船舶



ヘリ等



- ・ 単独避難可能な方
(独歩1)
- ・ 家族等の付添いによる移動が可能な方
(独歩2、護送1)

体調悪化者等

一般避難者と同様のスケジュールにて避難

【フェーズ4：施設入所者の避難における対応】

フェーズ0

避難準備段階

フェーズ1

県立八重山病院
入院患者

フェーズ2

その他医療機関
入院患者

フェーズ3

在宅要配慮者※

フェーズ4

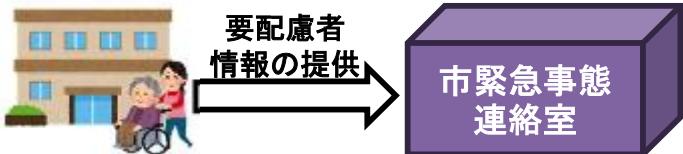
施設入所者

フェーズ4：施設入所者の避難

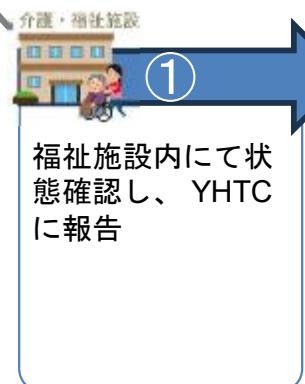
- フェーズ2・3と同様に、施設入所者避難を実施する。
- フェーズ0の段階において誰が、どのように在宅要配慮者の情報を収集するかについて、整理が必要。

避難準備段階(フェーズ0)

介護・福祉施設



- ・単独避難可能な方
(独歩1)
- ・家族等の付添いによる移動が
可能な方
(独歩2、護送1)



避難開始(フェーズ4)



①

福祉施設内にて状態確認し、YHTCに報告

YHTC
②

YHTCにて、報告に基づき避難者登録、座席登録、避難確認書の発行を行い、福祉施設及び各関係機関に連絡



③

福祉施設に事前待機している福祉車両等にて、八重山病院内のチェックポイントに移動

チェックポイント
④

チェックポイントにて、最終振り分け後に避難確認書を受け取り、手荷物確認後に港や空港に搬送。介護・福祉施設からの避難において体調が悪化した場合は、状態を確認し、最終振り分けを行う。



一般航空機

船舶



ヘリ等

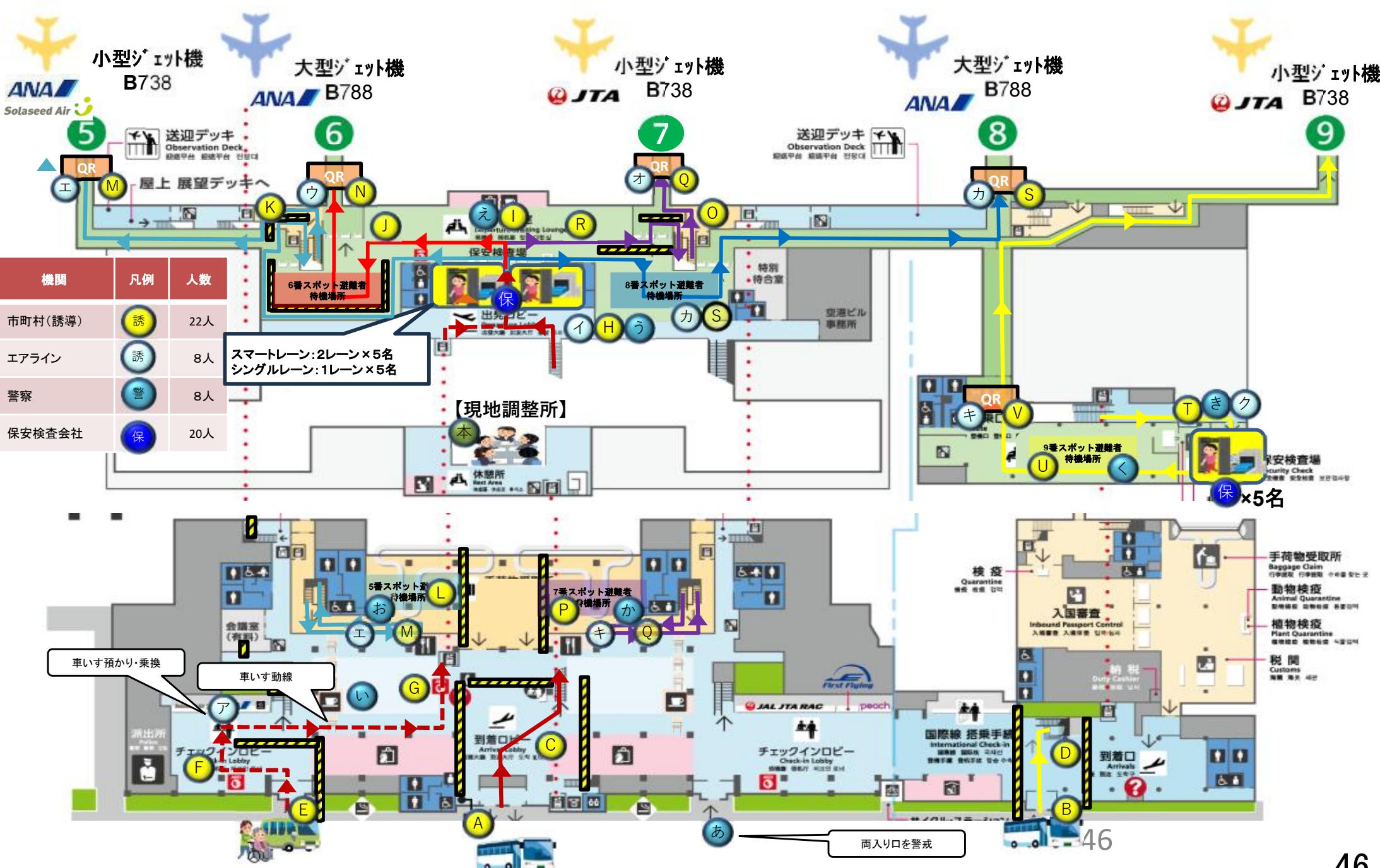


一般避難者と同様のスケジュールにて避難

航空機避難に係る避難動線について

石垣空港における避難誘導要領（案）

訓練用



石垣空港避難誘導に係る役割分担

訓練用

担当	役割	備考
誘導係(A・B)	<ul style="list-style-type: none"> ・バスで到着した住民に、口頭で保安検査へ案内する(入口外)。 ・各便の最終搭乗者について行き、トランシーバーで避難者の搭乗便及び避難者全員が保安検査を通過したことを伝える。 	住民誘導担当
誘導係(C・D)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の到着を現地調整所ヘトランシーバー等で連絡。 ・住民に保安検査での注意事項(金属類等をポケットから出す等)をアナウンス。 ・階段を使い2階保安検査場へ行くよう誘導。 	住民誘導担当 (声掛け)
誘導係(E)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車等(介護タクシー・救急車)で到着した要配慮者に、口頭で手荷物預かり所へ案内する(入口外)。 	要配慮者誘導担当
誘導係(F)	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者に手荷物預かり所に行くよう誘導。 ・要配慮者に手荷物預かり所で車いすを預け、搭乗用車いすに乗り換えるようアナウンス。 	要配慮者誘導担当
誘導係(G)	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターで2階保安検査場へ行くよう誘導。 ・要配慮者に保安検査での注意事項(金属類等をポケットから出す等)をアナウンス。 	要配慮者誘導担当
誘導係(H)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に保安検査場での注意事項(金属類等をポケットから出す等)をアナウンス。 ・(イ)(う)とともに保安検査場でのトラブルに対応。 	保安検査担当
誘導係(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民を適切なスポットへ行くよう誘導(○色のリストバンドの方は右(左)へ向かってください等)。 	住民仕分担当
誘導係(J)	<ul style="list-style-type: none"> ・(5番スポット避難)(6番スポット避難)の住民を適切な動線へ誘導。 	5・6番スポット仕分担当
誘導係(K)	<ul style="list-style-type: none"> ・(5番スポット避難)住民を1階手荷物検査場へ誘導。 ・避難確認書読込後の住民を5番スポットへ誘導。 	5番スポット誘導担当
誘導係(L)	<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗便スポットインまで、(エ)、(お)、(M)と(5番スポット避難)住民対応。 ・スポットイン後、(エ)の指示により、住民を整列させ避難確認書読込をするよう誘導。 	5番スポット住民対応・誘導担当
誘導係(M)	<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗便スポットインまで、(エ)、(お)、(L)と(5番スポット避難)住民対応。 ・スポットイン後、(エ)とともに、避難住民の先頭を移動し、5番搭乗口へ住民を誘導。 ・(エ)とともに、避難確認書読込を支援、読込後の住民を航空機へ誘導。 ・搭乗口が異なる住民を正しい搭乗待機場所へ誘導。 	5番スポット住民対応・誘導担当
誘導係(N)	<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗便スポットインまで、(ウ)、(え)と(6番スポット避難)住民対応。 ・(ウ)とともに、避難確認書読込を支援、読込後の住民を航空機へ誘導。 ・搭乗口が異なる住民を正しい搭乗待機場所へ誘導。 	6番スポット住民対応・誘導担当
誘導係(O)	<ul style="list-style-type: none"> ・(7番スポット避難)住民を1階手荷物検査場へ誘導。 ・避難確認書読込後の住民を7番スポットへ誘導。 	7番スポット誘導担当
誘導係(P)	<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗便スポットインまで、(オ)、(か)、(Q)と(7番スポット避難)住民対応。 ・スポットイン後、(オ)の指示により、住民を整列させ避難確認書読込をするよう誘導。 	7番スポット住民対応・誘導担当

石垣空港避難誘導に係る役割分担

訓練用

誘

担当	役 割	備考
誘導係(Q)	<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗便スポットインまで、(才)、(か)、(P)と(7番スポット避難)住民対応。 ・スポットイン後、(才)とともに、避難住民の先頭を移動し、7番搭乗口へ住民を誘導。 ・(才)とともに、避難確認書読込を支援、読込後の住民を航空機へ誘導。 ・搭乗口が異なる住民を正しい搭乗待機場所へ誘導。 	7番スポット 住民対応・誘導担当
誘導係(R)	<ul style="list-style-type: none"> ・(7番スポット避難)(8番スポット避難)の住民を適切な動線へ誘導。 	7・8番スポット仕 分担当
誘導係(S)	<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗便スポットインまで、(力)、(え)と(8番スポット避難)住民対応。 ・スポットイン後、(力)とともに、避難住民の先頭を移動し、8番搭乗口へ住民を誘導。 ・(力)とともに、避難確認書読込を支援、読込後の住民を航空機へ誘導。 ・搭乗口が異なる住民を正しい搭乗待機場所へ誘導。 	8番スポット 住民対応・誘導 担当
誘導係(T)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に保安検査場での注意事項(金属類等をポケットから出す等)をアナウンス。 ・(き)(ク)とともに保安検査場でのトラブルに対応。 	9番スポット 保安検査担当
誘導係(U)	<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗便スポットインまで、(キ)、(く)、(v)と(9番スポット避難)住民対応。 ・スポットイン後、(キ)の指示により、住民を整列させ避難確認書読込をするよう誘導。 	9番スポット 住民対応・誘導 担当
誘導係(V)	<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗便スポットインまで、(キ)、(く)、(U)と(9番スポット避難)住民対応。 ・(キ)とともに、避難確認書読込を支援、読込後の住民を9番スポットへ誘導。 ・搭乗口が異なる住民を正しい搭乗待機場所へ誘導。 	9番スポット 住民避難誘導 担当

誘

担当	役 割	備考
誘導係(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす搭載可否最終確認及び車いす預かり業務 	
誘導係(イ、ク)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に保安検査場での注意事項(金属類等をポケットから出す等)をアナウンス。 ・(H)(う)((T)(き))とともに保安検査場でのトラブルに対応。 	
誘導係 (ウ、エ、オ、カ、キ)	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機スポットインまで、自治体職員及び警察と待機住民の対応。 ・スポットインの情報入手後、自治体職員に指示し、避難確認書の読み取りを実施。 ・(S)とともに、避難確認書読込を支援、読込後の住民を航空機へ誘導(エ・オ・カ)。 	

保

担当	役 割	備考
保安検査員	<ul style="list-style-type: none"> ・保安検査 	

警

担当	役 割	備考
沖縄県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・空港内治安維持 	

石垣空港現地調整所機能（案）の整理

訓練用

- 住民避難登録センター（JHTC）や空港での職員統制や各機関との情報共有等を行うため、JHTCや石垣空港に現地調整所を設置。
- 現地調整所における業務、連携する機関やその役割、情報共有手法や必要資機材等について、一案を整理。

現地調整所の役割・業務（案）

- ① 関係機関との連携機能（石垣市対策本部、政府現地対策本部との連携、指定（地方）公共機関等との連携 etc）
- ② 不測事態の発生時における意思決定機能（施設内の避難誘導に関すること）

各機関の役割

主体	機関	参加方法	役割	備考
◎	石垣市	現地	石垣空港における避難誘導に係る責任者（全体総括）	避難実施主体
			石垣市国民保護対策本部、住民避難登録センター現地対策本部との連絡調整	
			石垣空港における避難情報に関する情報共有シートへの入力	
◎	竹富町	現地	石垣空港における避難誘導に係る副責任者（全体総括）	避難実施主体
			竹富町国民保護対策本部、住民避難登録センター現地対策本部との連絡調整	
	沖縄県	現地	石垣空港における避難誘導に係る市町補助	
			沖縄県国民保護対策本部との連絡調整	
	大阪航空局 石垣空港出張所	現地	航空管制に係る情報提供	
			航空機運航に係る航空会社との連携	
			国土交通省国民保護対策本部との連絡調整	
◎	石垣空港管理事務所	現地	石垣空港内施設使用に係る責任者（全体総括）	空港管理者
			石垣空港における避難誘導に係る市町補助	
○	石垣空港ターミナル	現地	石垣空港内施設使用に係る責任者（全体総括）	空港管理者
			石垣空港における避難誘導に係る市町補助	
			本社との情報共有	
	沖縄県警	現地	空港内、周辺警備に関するこ	
			沖縄県警本部との連絡調整	
	ANA/SNJ JAL/JTA	WEB(本社)	航空機運航に係る航空局との連携	
			座席登録に係る住民避難登録センター現地対策本部との連携	
	SAFCO 八重山ビル管理	WEB(本社)	避難住民の保安検査に係る調整	
	その他			バス会社等必要に応じ追加検討

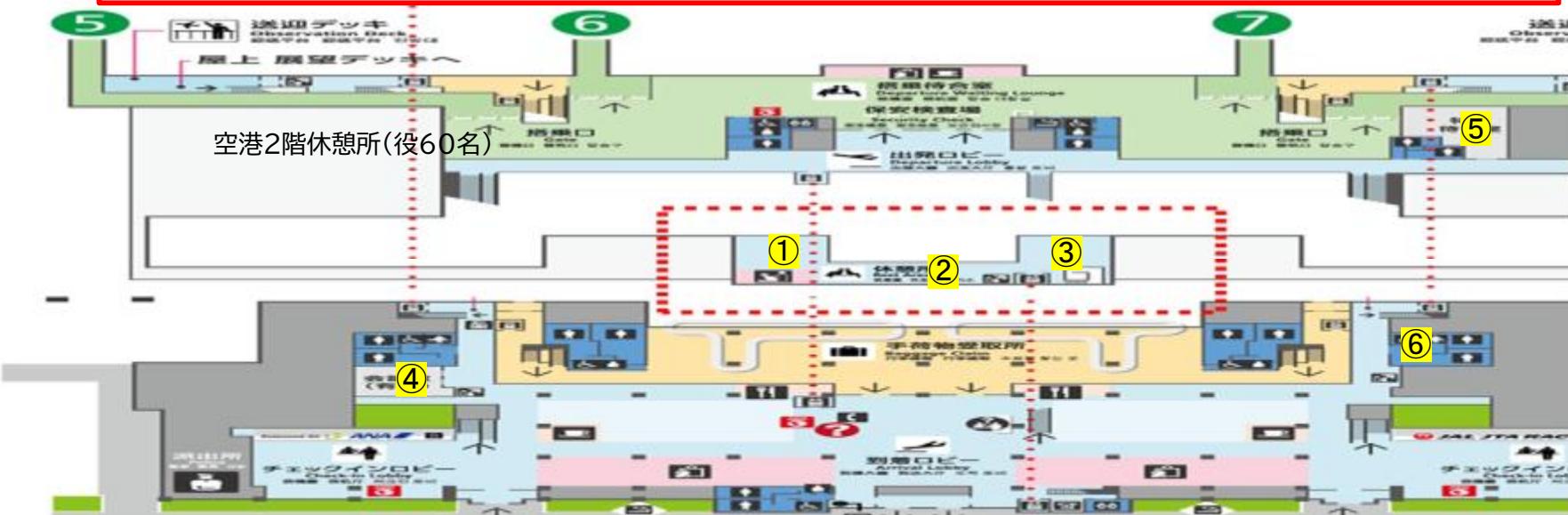
※ ◎：責任主体 ○：責任主体（副）

石垣空港現地調整所機能（案）

訓練用

石垣空港内施設

候補



空港1階会議室(約20名)×2室
(パーティション取り外し、1部屋とすることも可)



空港2階 特別待合室(約25名)



空港1階 救護室

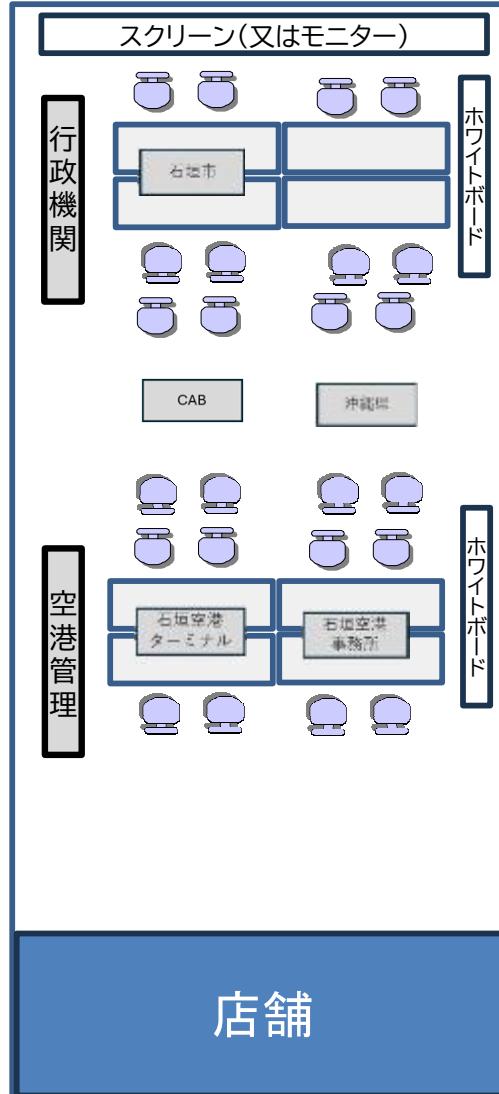
石垣空港現地調整所機能（案）

訓練用

配置図

石垣空港2階休憩所

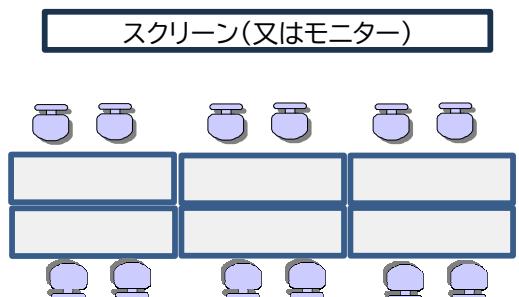
連絡員対応スペース



設置にあたり必要な備品等(案)

1. テーブル×15~30
2. 椅子×40~60
3. ネット環境
(ポケットWi-Fi、スターリンク)
4. 情報共有パソコン×2
5. スクリーン又はモニター×3
6. 電話(社用携帯、公用携帯)
7. ホワイトボード×7
8. 複合機(プリンター)×1
9. IP無線機
(ターミナル内との連絡手段)
- 10.

関係調整スペース



EV

階段

船舶避難に係る避難動線について

候補船舶が使用する岸壁の抽出等

- ① 【国際埠頭】 CIQ施設（予定）を現地調整所及び要配慮者の救護所として検討
- ② 【J岸壁】 車両の駐車スペースを一定程度確保でき、屋根のある倉庫の場所をペット同行者のJHTCとして検討
- ③ 【E岸壁】 未定



候補船舶に乗船するまでの避難誘導パターンの整理（一案）

訓練用



石垣港 (石垣市)

候補船舶に乗船するまでの避難誘導パターンの整理

訓練用

実施内容候補
一案



ライフラインの確保・維持について

ライフラインの確保・維持について

ライフライン確保・維持の考え方

- 全住民の島外避難を目指すものの、避難中は住民が残っている状況となり、ライフラインを維持する必要がある。
- 6日目の最終便までの避難中にライフラインの維持するための人数、避難完了後も人を残すのかでアンケートを実施した。
- 住民が残っていない状況でも、不法入国や巡回（空き巣対策）等のため一定の警察力は維持する必要がある、また誰がどこまで残るかを確認しておく必要がある。

種別	事業所	避難中	完了後	対応の概要
電気	沖縄電力(株)配電部八重山支部	10人	0人	1.避難開始時から避難完了までの間(6日間) 避難指示が出た場合、避難最終段階までは、 職員10名により電気の供給を維持・可能。 2.避難最終段階で職員も避難するため電気の供給は 停止となる見込み。
ガス	マルヰプロパン商会 先島ガス 沖縄協同ガス株式会社	1名 未定 0人	0人	1.島内のガスは、プロパンで供給している。 2.避難指示が出た場合、ガスの残量が少ない箇所を 充填する。
水道	水道部	4人	0人	1.沖縄電力の電力受電により浄水場職員4名で供給可能。 2.全職員が最後に避難することになるが、何らかの事故 が無い場合は、取水場の自家発電機により供給が可能 自家発電の燃料が無くなると供給不可となる。
通信	NTTビジネスソリューションズ 沖縄ビジネス営業部	未定	未定	1.受電可能で何らかの事故が無ければ無人で通信可能。 何らかのトラブル対応に人が必要。

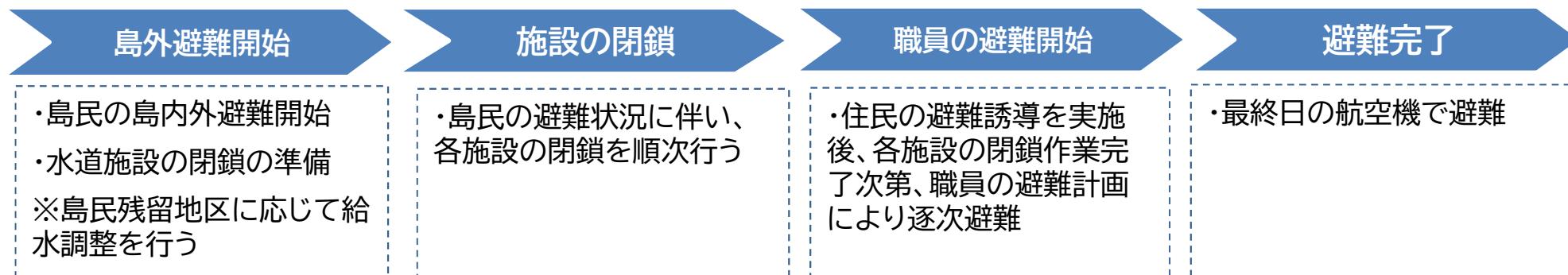
対応の方向性（案）

- 残留住民の有無に関わらず、警察力等の維持のため、必要最低限のライフラインの確保・維持は必要。
 - 水道の供給には電気が必要。電気の供給のためには、燃料の供給が必要。
 - 通信手段は移動基地局の応援や衛星の活用等、多重化方策を自然災害の事例等を参考に進める。
- ※上記事項を踏まえ、住民の避難の最終段階まではライフラインの維持に努める必要がある。

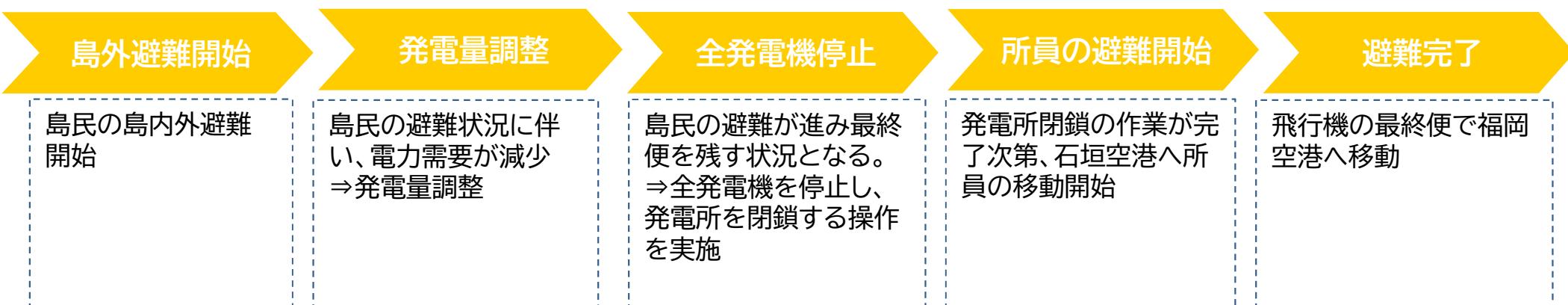
○ 石垣市水道部の体制について

- ・石垣市水道部は、総務課、施設課職員、課長以下22名(会計年度除く)で上水道事業を実施。
- ・総務課は、庶務係・経理係・業務係があり、主に職員の給与・労務管理、資金計画・借入、料金徴収、給水停止等の業務に従事
- ・施設課は、建設係・管理係・浄水係あり、主に給水・配水・送水・導水及び水道施設の建設、運転、維持管理、修繕等の業務に従事

○ 避難完了までの流れ



○ 石垣発電所における避難完了までの流れについて



※全島民避難が前提のため、原則、供給支障事故の復旧作業、個別停電の故障対応は行わない。

※本資料は沖縄県国民避難訓練における一つの当社対応を想定したものであり、確定したものではない。

職員等の配置について

職員配置の方針

- ▶市国民保護対策本部要員 + 担当課
- ▶国民保護計画に基づく所掌事務の見直し（次年度）
- ▶職員配置における説明と会計年度任用職員、再任用職員活用について今後の検討

〈平時〉 石垣市役所職員数

568名（消防職員68名）+会計年度任用職員435名
+再任用職員26名 = 1,029名

〈緊急時〉

市災害対策本部員 ⇒ 緊急事態連絡室設置の場合
市長、副市長、教育長、各部長等11名 + 企画課長、財政課長
= 16名その他、防災危機管理課職員で対応する。

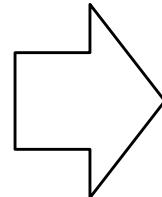
避難の指示後の島外避難職員誘導者数については、空港避難要領や住民避難登録センターへの職員配置が確定したのちに一時集合場所の人数を含めて算出する予定としている。

【石垣市】住民避難に係る職員等配置（案）

～通常の職員数・対策本部の編成～

訓練用

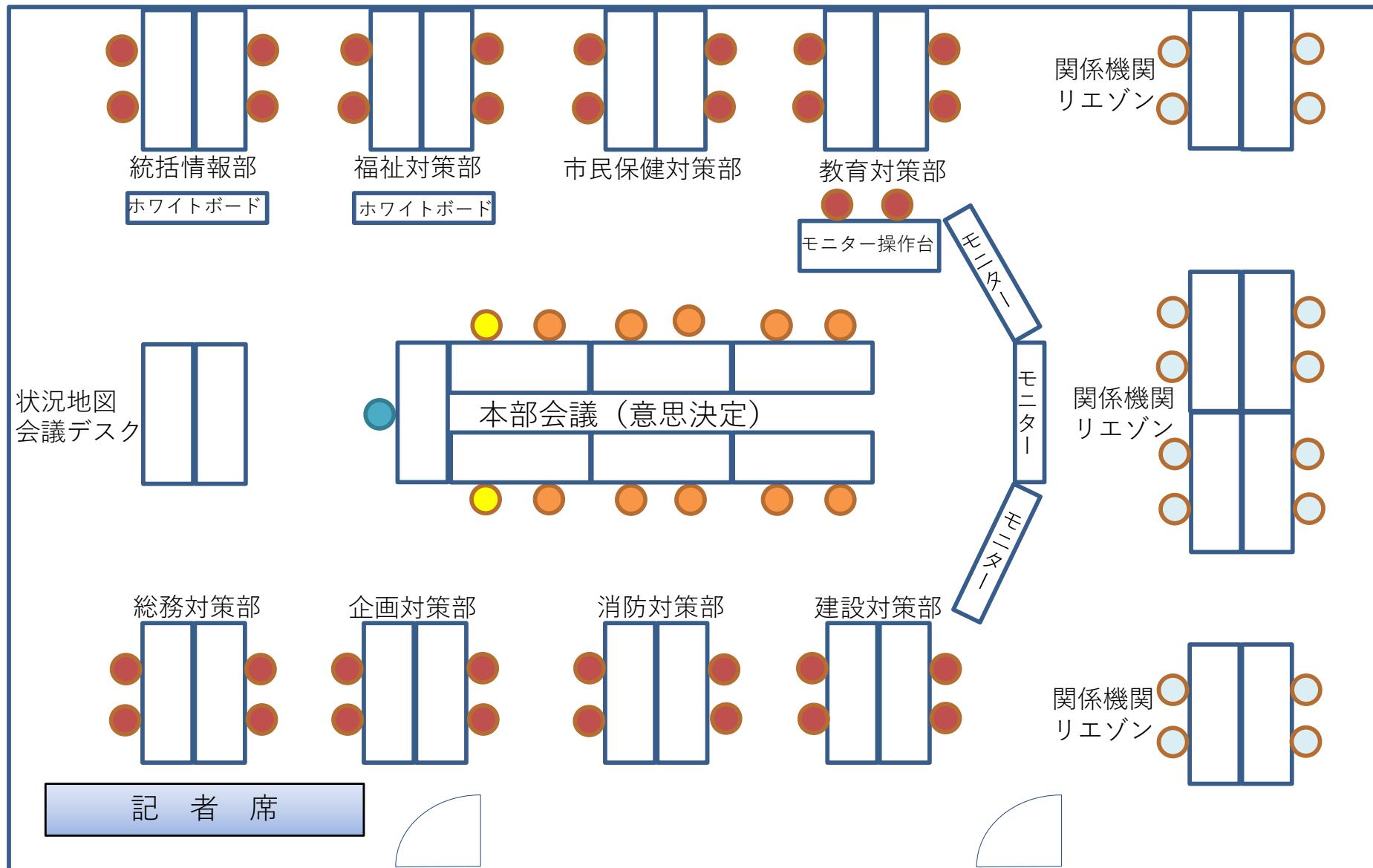
石垣市職員数		
総務部	70	
企画部	37	
市民保健部	59	
農林水産商工部	38	
建設部	56	
福祉部	126	
会計課	6	
議会事務局	6	
選挙管理委員会	3	
監査委員事務局	3	
農業委員会事務局	5	
教育部	67	
水道部	24	
消防本部	68	
合計	568	



令和6年4月現在

市国民保護対策本部	
対策本部長	市長
対策副本部長	副市長 教育長
総括情報部	28
総務対策部	48
企画対策部	37
市民保健対策部	59
福祉対策部	126
農林水産対策部	38
建設対策部	56
水道対策部	24
教育対策部	67
支援対策部	17
消防対策部	68

※ 会計年度職員・学校職員含まない。



住民避難に係る職員等配置(案)

訓練用

職員配置(案)	必要数	石垣市	沖縄県	県警	不足数	備考
対策本部	20	20	調整中	調整中	0	
一時集合場所	80	40	調整中	調整中	40	不足については、沖縄県、県出先機関に依頼を検討
JHTC(航空機避難)	462	300	調整中	調整中	162	不足については、沖縄県、県出先機関に依頼を検討
JHTC(船舶避難)	30	20	調整中	調整中	10	不足については、沖縄県、県出先機関に依頼を検討
YHTC(要配慮者避難)	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	不足については、沖縄県、県出先機関に依頼を検討
病院指揮所	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	
島内バス移動補助	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	
石垣空港	73	60	調整中	調整中	13	不足については、沖縄県、県出先機関に依頼を検討
石垣港	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	
残留者確認	30	30	調整中	調整中	調整中	
交通規制	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	県警に依頼し対応予定
広報車	4	4	—	—	0	
経由地(那覇港等)	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	避難の進捗状況を考慮し検討が必要
避難先(連絡所、空港、港等)	今後検討	今後検討	今後検討	—	今後検討	避難の進捗状況を考慮し検討が必要

※今後の検討によって変更する可能性あり

【石垣市】武力攻撃予測事態に係る島内残留可能性数（試算）～避難初期段階～

国民保護に係る試算（有事に係る島内残留可能者数）

	職員	消防団員	空港職員	警察署	医療関係	水道関係	電力関係	ガス関係	給油所 関係	通信関係	運輸関係	船舶関係	合計
石垣市	544	70		調整中		24							738

※医療関係者は、医者及び看護師数

※電力関係者は、実員

※給油所関係者は、会社数

※航空・船舶関係者は、船会社数で試算

※運輸関係者は、会社数

R6年11月現在

【石垣市】武力攻撃予測事態に係る島内残留可能性数（試算）～避難最終段階～

国民保護に係る試算（有事に係る島内残留可能者数）

	職員	消防団員	空港職員	警察署	医療関係	水道関係	電力関係	ガス関係	給油所 関係	通信関係	運輸関係	船舶関係	合計
石垣市	544	0	未定	調整中		24							調整中

R6年11月現在

ペット・家畜等について

ペットの扱いについて

現状・課題

- 市では国民保護計画等にペットの避難についての記載はなし。
- 自然災害においては、環境省がガイドラインを出しており、同行避難を基本的な考え方としている。
- 他方、主な島外避難の手段である航空機では同行避難不可
(※最大運航することを目的に貨物室は使用しないことを想定しているため)

現在の対応案

☞ 同行避難する場合は船舶での避難となることを踏まえ、課題を検討

【参考：住民との意見交換におけるご意見】

- ・ペットも家族の一員であるため、置いて避難できないという人もいると思う。
- ・受け入れ先にもこのような議論を行っていることを発信し、受け入れてもらえる環境整備を促進して欲しい。

市内の飼育状況

犬：2,956頭（狂犬病予防接種総登録総数(R6.10/1時点)）

猫：3,887頭 ((一社)ペットフード協会R5全国犬猫飼育実態調査(調査方法Web)

(調査期間：R5.9/29(金)～R5.10/2(月))を基に全国の世帯平均飼育率と頭数で算出)

検討課題等

①ペット同行避難を行う場合の取扱いの検討が必要

※環境省の自然災害時の同行避難ガイドラインの取扱いを念頭に整理する。

※同行避難を認めるペットの範囲を引き続き整理する。

※ケージに入れての避難や飼い主の明示、感染症対策などの一定の基準を整理する。

②ペット同行避難を前提とした受入れの準備について、避難先の自治体と調整が必要。

③住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時ににおける飼い主への周知方法をどうするか。

※テレビ、ラジオ、インターネット等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、パンフレットの作成・配布を行う。（右図のような環境省作成のパンフレット等を参考にして国民保護版のパンフレットを作成し配布することも一案）

ペットを飼っている皆さんへ

-災害時のペットとの同行避難について-

災害時、あなたとあなたの大好きなペットを守るために、
いま、できることを考えましょう



飼い主がいま、やるべきことは？

- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受け入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を



もし被災してしまったら？

- 災害時にはペットを落ち看かせ、迷子にさせないよう注意して、ペットとともに同行避難を

自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動（行為）のことをいいます
避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの（同伴避難）を指すものではありません



詳しくは、「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン（一般飼い主編）をご覧ください。



令和2年5月発行

出典：環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/poster09_2.pdf

家畜の扱いについて

飼養状況 (R5年12月末家畜・家きん等の飼養状況調査結果参照)

- ・牛の農家数 : 517戸 ・総頭数 : 24,101頭
- ・豚の農家数 : 11戸 ・総頭数 : 1,127頭
- ・鶏の農家数 : 22戸 ・総頭数 : 37,390頭
- ・馬の農家数 : 24戸 ・総頭数 : 103頭
- ・山羊の農家数 : 105戸 ・総頭数 : 1,265頭

現在の対応案

- 国・県の家畜の取り扱いに関する基本的な考え方を踏まえ、課題を整理し、対応を検討する。
- ・放牧してはどうか。（与那国町住民からの意見）
 - 東日本大震災の時は、住民避難を最優先として家畜の避難先の検討などは時間的に行えなかった。その結果、離れ畜が生じ、緊急車両と交通事故を起こすなどの二次的な被害が発生している。

検討課題等

- ① 住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時における畜産農家への周知方法をどうするか。
 - ※テレビ、ラジオ、インターネット等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、農家向けパンフレットの作成・配布を行う。
- ② 東日本大震災の福島県の例を踏まえると、放れ畜防止の観点が重要であるが、放牧する場合、放牧場敷地外への侵入を防止できるか。
 - ※国及び県の検討状況を注視し、引き続き関係者と調整を図る。
- ③ 一般的に豚や鶏は、衛生的な観点から別の農場に緊急に移動することのハードルは高いが、移動や受入れの余地はあるか。
 - (例：豚コレラや鳥インフルエンザ)
- ④ 島内輸送を行う能力があるか。



※イラストの設置場所はイメージ

広報、意見交換会について

家畜等の取扱いに関する畜産関係団体との意見交換会

訓練用

1. 概要

- ・開催目的:国民保護計画に基づく住民避難実施要領の円滑な運用を図るため、これまでの取組状況を畜産関係団体に説明し、避難時の家畜等の取扱いなどについて情報共有を行った。
- ・参加団体:石垣市畜産関係団体(JA、養豚、養鶏、乳業、山羊の代表者 8名)
- ・主な議題:①家畜等の避難方法 ②避難場所の選定 ③輸送手段の確保など

2. 現実的課題

- ・餌やりの問題:避難指示後、誰が家畜に餌を与えるのか
- ・家畜の行動:食料を求めて柵を壊して逃げ出す危険性
- ・補償問題:「事後補償」では不十分、事前に具体的な数字が必要
- ・搾乳の必要性:乳牛は1日絞らないとその価値が失われる
- ・飼育スペース:小規模農家には放牧スペースがなく、避難が長引けば家畜は死亡

3. その他の課題

- ・財産の問題:家畜だけでなく、建物や土地などすべての財産はどうなるのか
- ・高齢者の懸念:避難後、新たな場所で生活を始められるか
- ・帰還の問題:避難期間が延びると、帰還率が下がる可能性
- ・避難の強制性:避難は必ず行われなければならないのか

4. 関係者からの一案

- ・事前の具体的な補償額の提示
- ・新城(アラグスク)などへの一時移動
- ・平久保半島の活用(集約)

5. 輸送における障壁

- ・輸送手段の限界(船は1ルートのみ)
- ・運搬車両の容量不足(20頭/台)
- ・水や飼料の供給の問題
- ・短時間での大量移動の困難さ



島外避難
(全頭避難は困難)

6. 今後の対応

- ・現実的なその他の選択肢も含め検討
- ・家畜等の取扱いに関する課題の整理
- ・事前補償について国等へ要望

バス会社との意見交換会

訓練用

1. 目的

○国民保護計画に基づく住民避難実施要領の円滑な運用を図るため、これまでの取組状況を島内バス事業者に説明し、避難時の輸送体制などについて情報共有を行った。併せて、課題や改善点を把握・協議し、実効性の高い避難計画の策定・運用に関する認識の共有を図る。

2. 参加機関

○東運輸株式会社
○株式会社家康コーポレーション

4. 課題

- ①一時集合場所でのバス待機場所は、道路状況により停車が難しく、検討が必要。
- ②手荷物は原則、荷物室への預け入れなし。
- ③車両は3か月点検が必要で、これによりバス台数の確保が難しい。コロナの時、点検の期間を延長した例あり。
- ④現行スポット計画に合わせた運行では、乗務員数が不足する。
- ⑤他社バス運転の応援には研修が必要だが、規定上免除可能か確認が必要。
- ⑥乗務時間は9時間以内となるため交代の人数も含めて運転士の確保が難しい。

3. 意見交換

- ①現時点の石垣市住民避難実施要領(案)について
- ②JHTCから空港(港)までの移動ルートと所要時間について
- ③大型バスの定員について
- ④大型バスの保有状況について

市内バス事業者	乗合	貸切		運転士数
		大型	中型	
A社	29	18	2	40
B社	6	—	—	7
C社	—	6	—	6
D社	3	23	—	11
合計	38	47	2	64